

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。

具体的な支障事例

国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。
このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。
本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に当たり、事務処理の標準化を推進するものとされている。施行規則の条文の改正又は国からの通知により認定要件を明確にすることで、同一制度における市町村間の整合性を担保し、対象となる市民の混乱を防止することができる。

根拠法令等

国民健康保険法施行規則
第27条の14の2第1項第3号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市

○左記の通り当町においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。

各府省からの第1次回答

国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、認定を行った被保険者に対して同条第3項に基づき限度額適用認定

証の交付を行っているところである。

限度額適用認定証の交付申請にあたっては、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号に基づき「保険料を滞納していない旨」を届け出ることとしているところである。

地方自治法第231条の3第3項に基づき条例で定められる「延滞金」については、国民健康保険法第76条に定める「保険料」の滞納に伴い生じるものであるが、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号においては、要件を「保険料」に限定しており、「延滞金」の滞納をもって限度額適用認定証の交付を行わないことが適切ではないことは明らかであるため、条文の改正や通知の発出は要さないものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

限度額適用認定証について滞納者に対し交付制限が設けられていることの趣旨が、国民健康保険は保険の仕組みを基本とした相互扶助によって成り立つ制度であるという基本理念を損なう可能性の防止を考慮したものであるなら、滞納者が延滞金のペナルティとしての役割を軽視することがないように、交付制限の要件として延滞金を含めるとする解釈があったとしても、全くの的外れであるとは言い難いのではないかと考える。

実際に本市周辺だけでも、複数の自治体で延滞金も含めて完納した者に限度額適用認定証の交付を行っており、全国では相当数の自治体がこのような解釈をした運用をしているものと考えられる。

当該交付要件が、条文上、限定的に表現されているにもかかわらず、各自治体の運用に相違が生じていることは、条文の文言による形式的な読み取りだけでは、条文制定の元となった制度の趣旨を解釈しきれない状況となっていることを明示するものである。

国保広域化に係る事務処理の標準化が推奨される現状において、条文上明らかであるはずの同一制度の運用に違いがあるまま放置することは、対象となる市民を混乱させることになる。

このため、市町村間の相違を是正し整合性を担保するため、少なくとも通知を発出し、全国の自治体に対し当該制度の趣旨を含めた周知が必要であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答は、国民健康保険の限度額適用認定証の交付に必要な「保険料」の納付について延滞金を含まないことは現行制度上明らかであるとしているが、施行規則の条項のみでは「保険料」が延滞金を含むか否かについて各自治体の判断が分かれていることから、延滞金の取り扱いについて根拠を明確化したうえで各自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答を踏まえた見解から、いただいた御提案は、制度に対する疑義の解消よりも、現状、限度額適用認定証の交付にあたり、都道府県内の市町村間にある相違を是正し、事務処理の標準化を推進することを重視しているものと認識したところ。

第1次回答においては、平成30年度以降は、国保の制度改正により、都道府県内の事務の標準化については、都道府県が定める国保運営方針において整理されることとされている事項であり、各都道府県と市町村との間で議論が進められていることから、法令上の解釈を述べるにとどめたところであるが、事務の標準化を推進する観点から、取扱いについて周知することは可能である。（周知方法等については検討が必要。）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について

提案団体

萩市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。

具体的な支障事例

本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。

へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域の暮らしに必要な薬局の維持が期待できる。

根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省薬務局長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、徳島県、高知県

○本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。

○本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。

過疎地域では、診療所や薬局の運営、また、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効率的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。

○本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。

また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。

このようなことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう、許可要件の緩和が必要と考える。

○本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。

高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。

各府省からの第1次回答

薬局の管理者は、薬局を実地に管理する必要があり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項の規定により、原則として、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することが禁止されているが、同項のただし書きにより、その薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)の許可を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が兼務することが認められる。この許可の取扱いについては、昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知(以下「通知」という。)において、「非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められるとき」とされており、兼務することが認められる場合は限定されている。

少子高齢化が進行する中、へき地において、必要な水準を確保しつつ、必要な医療サービスを提供することは重要であると考えている。

薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「制度部会」という。)において議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、制度部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

へき地においては高齢化が急速に進行し、追加共同提案団体のように本件提案と同様の支障事例を抱える自治体も多い。全国的に見ると薬局数及び薬剤師数は増加傾向にあるものの、へき地では薬剤師の人材確保が極めて困難であり、現在、地域のために頑張っている薬局の存続や新規開局は困難な状況にある。

2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しているが、地方、特にへき地では時間的猶予がないため、本件提案に対して、できる限り早急に結論を出していただきたい。また、厚生労働省において、今後検討をされるに当たっては、具体的なスケジュールや検討状況等を随時情報開示され、平成30年中に結論を出していただきたい。

なお、検討を踏まえ、提案を実現する方法として法改正など所要の措置に時間を要するようであれば、暫定措置として平成23年のかがわ医療福祉総合特区で認められたように「個別の事案を勘案し、薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずるおそれがないと認められるときは、へき地薬局の管理者がその他の薬局で薬事に関する実務に従事することを都道府県知事が許可できる(現行法制度で対応可能)」旨の通知を发出される等により、当該薬局が撤退する前に一刻も早く対応していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 管理薬剤師の兼務許可については、地方公共団体における管理薬剤師の兼務許可の実態を踏まえ、兼務許可要件を明確化するため、通知を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

前回の回答でもお答えしたとおり、薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において年内を目途に意見のとりまとめを行うべく、議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、本部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。

こうした中、本市では平成 29 年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が 2 件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。

このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 26
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条

生活保護法第 29 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市

○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れて

いる受給者がいる可能性がある。

○休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第 29 条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。

○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。

○平成 29 年度中に労災に係る不正受給案件が 1 件発生した福祉事務所があった。

世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法 29 条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したもの。

照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに 2 週間程度を要した。

○休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。

その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。

ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。

○本市においても、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。

○本市においても、平成 26 年度以降、休業補償給付が 3 件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。

現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。

○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【厚生労働省】

現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。

・申請者に対して、一時的に受給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低いこと。

・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や帳票の改正費用等)等のコストを要すること。

・一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間 84 件(平成 29 年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされているところである。

本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照会に要する時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能とすることで生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に適った内容であると考えている。

なお、受給手続において省略できる添付書類がないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も

同様である。

本市の提案における「休業補償給付等」とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意図したものであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間 29 件(平成 29 年度)ある。本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が 1.16%(平成 29 年度)であることを踏まえると、労働基準監督署への照会件数は全国で約 2,500 件程度あると推計される。これに対し、1 次回答にある 84 件は本省が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと承知している。

また、現在、労働基準監督署等への照会は時間を要するため、生活状況の聞き取りなどを行い不正受給のおそれを把握した場合に限って行っていることから、不正受給を見逃がす可能性も高くなっている。

こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉市】

○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。

特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を疎かにすることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。

○ また、休業補償給付については、受給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができないことによる、適正額な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【厚生労働省】

生活保護法第29条に基づく労災保険給付に係る調査については、厚生労働省社会・援護局より民生主管部(局)長宛て通知において照会先等を示しており、所轄労働基準監督署ではなく、効率的に処理するために厚生労働省労働基準局へ照会していただくよう通知しているところである。

この照会状況は、平成29年度において、年間257件(※1)であり、そのうち、実際に労災保険給付を支給していたのは99件(※2)であった。この99件が、労災保険給付の受給件数等(休業(補償)給付:約57万件、年金受給者数:約21万人)と生活保護受給者数(約215万人)に占める割合はそれぞれ、休業(補償)給付等件数の約0.009%、年金等受給者の約0.02%、生活保護受給者の約0.005%と極めて低いものである。そのため、全数を照会対象としてシステムを構築することは効率的でないと考えられる。

また、休業(補償)給付の労災請求に当たり、申請者からマイナンバーの提供を求めているところであり、新たにマイナンバーの提供を求めることになれば、国民負担やその管理に要する行政負担が増加するものである。さらに、本連携を実施するに当たっては、数億円規模のシステム改修費用に加えて、運用に係る事務費等を要するものであることから、十分な費用対効果は見込まれないものとする。以上により、マイナンバーによる本情報連携の実現は困難である。

ご提案の不正受給防止対策を円滑に実施することは重要であり、生活保護法第29条に基づく各福祉事務所等から厚生労働省労働基準局への書面による調査について、現行通知よりも迅速かつ効率的に行うことができる方策を、関係部局で検討し、実施してまいりたい。

(※1)休業(補償)給付等:84件、年金等:173件

(※2)休業(補償)給付等:54件、年金等:45件

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)の通知の明確化もしくは見直し

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限定されるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。

一方近年は PFI 手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。

この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。

具体的な支障事例

火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。

近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。

その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

民間事業者が多様に運営できる環境を提供することで、大規模地震等の災害時には柔軟な対応ができることから、被災者へは迅速な支援を行うことができ、また、国・地方自治体にとっても効率的な行政を行うこととなる。

なお、民間事業者の多様な運営として、例えば火葬待ちの生じている都心部から遺体を搬送し地方で火葬する事業が成り立てば、都心部の火葬待ちの解決と地方での利益還元が期待できる。

根拠法令等

・墓地、埋葬等に関する法律

・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについて(昭和 43 年4月5日環衛第 8058 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

三条市

○火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。当市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいことから民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。

各府省からの第1次回答

墓地、埋葬等に関する法律においては、火葬は火葬場以外の場所で行ってはならないとされていること、日本における火葬率は99%であることなどを踏まえれば、我が国においては、火葬場は国民が一生のうちでほぼ必ず利用する施設であり、また、国民の宗教的感情に密接に関連するものであることから、このような火葬場を経営する事業は、高度の公益性を有しているといえる。

このため、誰もが火葬場を利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどして利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を永続させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、持続性が求められているところである。

仮に、これらの点について十分な考慮をせずに安易な経営許可がされれば、例えば、営利を追求するために火葬の手数料が過大となったり、営業者が採算や収益の悪化などで火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況が生じて、火葬場の利用が困難となる者が出てくるなど、国民の宗教的な感情の保護の点から看過し得ない事態が生ずるおそれがあり、ひいては、国民の宗教的感情に適合した火葬等の実施という、墓地、埋葬等に関する法律の目的が果たせなくなるおそれがある。

このようなことを踏まえ、火葬場の経営主体については、非営利性及び持続性の観点から、地方公共団体のほかは、公益法人や宗教法人に限るとされているところである。

今回の提案については、従来の経営主体だけではなく、民間事業者による経営を認めるよう求めるものであるところ、民間事業者による経営については、上記の問題があることから、火葬場の経営主体として相当でないと考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○火葬場を経営する事業は高度の公益性を有していること、利用者の保護や健全かつ安定的な運営を永続させる観点から経営主体には非営利性・持続性が求められていること、そのようなことから火葬場の経営主体を地方自治体等に限るとする現行の通知の趣旨については本市も理解しているところである。

○一方で、民間事業者が経営主体である火葬場が運営されている地域もあり、貴省が危惧するような法の目的が果たせない実態にあるとは必ずしもいえないと考えられる。

○また火葬場には高度の公益性を求めているにもかかわらず、建設や維持管理に財政支援措置がない中で地方自治体は施設整備をしてきた。高齢化や人口減少が進行していく今後においては、公共だけで施設を運営していくことよりは、民間事業者が参画しやすく自由な経営ができるような環境を整え、提供される火葬サービスの充実を図ることの方が、利用者の利益の増進や施設整備等に係る国・地方全体の経費削減、公共マネジメントの推進につながるものと考ええる。

○経営許可の主体は地方自治体であり、事業者が安易に撤退することのないような許可基準や参入・定着しやすい措置の整備を図ること、多様化する火葬料金に対する利用者への補助制度の整備等を行うことで、規制緩和により想定される課題には対処できるものと考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【民間事業者による火葬場の設置・運営】

○ 宗教法人、公益法人等や市町村等の地方公共団体以外の民間事業者が、火葬場の経営主体となり得るとの見解であると考えてよいか。

○ 地方公共団体が民間事業者に対して火葬場の設置・運営を許可する際の留意事項や裁量に係る通知等を、地方公共団体に対し発出していただきたい。

【広域化、官民連携等を推進するための協議会の、墓地、埋葬等に関する法律における法制化】

○ 提案団体にヒアリング等を行い法定協議会設置のニーズを把握した上で、火葬場の管理・運営の広域化・官民連携を推進するために法定協議会を設置するよう、墓地、埋葬等に関する法律を改正していただきたい。

各府省からの第2次回答

火葬場の経営主体としては、国からの通知において、地方公共団体、宗教法人、公益法人等とすることを示しているが、火葬場の経営の許可に関する事務は、自治事務であり、実際に火葬場の経営の許可をするか否かの裁量は、都道府県等にある。

このため、国の通知はあくまで技術的助言であり、地域の実情に応じ、地域住民の理解を得た上で、民間事業者による経営を認めることが適切と考えるのであれば、国としても、都道府県等のご判断を尊重すべきと考えており、今後、その旨及び許可する際に留意すべき事項等について Q&A により明らかにすることとしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。

火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓埋法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。

そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。

国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。

具体的な支障事例

火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。

自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。

高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。

なお、下水道事業では平成 27 年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国の財政的支援が無いなかで自治体が火葬場の整備・運営を行うよりも、PFI 制度等を活用して民間事業者のノウハウを活かし、広域的に整備・運営を行えば、資源の集中投資と効率的な施設運営となる。利用者へはサービスの向上、国・地方自治体には行政事務の効率化と費用対効果の向上となる。

根拠法令等

・墓地、埋葬等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県、大村市

○広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは必要と考える。

○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。

なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。

○火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)やPFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。

各府省からの第1次回答

都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会を設けることは、墓地、埋葬等に関する法律においては何ら制限されておらず、各地方自治体の判断により協議会を設けることは現在でも可能である。

なお、火葬場の設置・運営の広域化については、既に広域化に取り組んでいる都道府県、市町村等の例を参照することで、推進していただくと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行法においては、広域的な連携に向けた協議会を設けることに制限がないというよりは、そもそも広域化は想定されていないととらえるほうがより実態に近いと考えられる。

○今後の火葬場の抱える課題に対応する方法のひとつとして広域化の推進が挙げられ、それを法に明確に盛り込むことによって、広域化を促す実効性が担保されることになる。

○もちろん既に広域化に取り組んでいる他自治体の例を参照することでも広域化は推進されるものであるが、法改正により広域化をすすめる上での選択肢が増えることにつながるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
協議会制度を法律上位置付けるに当たっては、地方分権推進計画を踏まえて、国が法令により個別の行政分野毎に協議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、義務付けとならないよう、その方法について十分検討すべきである。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【民間事業者による火葬場の設置・運営】

○ 宗教法人、公益法人等や市町村等の地方公共団体以外の民間事業者が、火葬場の経営主体となり得るとの見解であると考えてよいか。

○ 地方公共団体が民間事業者に対して火葬場の設置・運営を許可する際の留意事項や裁量に係る通知等を、地方公共団体に対し発出していただきたい。

【広域化、官民連携等を推進するための協議会の、墓地、埋葬等に関する法律における法制化】

○ 提案団体にヒアリング等を行い法定協議会設置のニーズを把握した上で、火葬場の管理・運営の広域化・官民連携を推進するために法定協議会を設置するよう、墓地、埋葬等に関する法律を改正していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の御指摘のとおり、墓地、埋葬等に関する法律においては火葬場の広域化は想定されていないが、各地方自治体の判断により広域化を推進するために協議会を設けるに当たって墓地、埋葬等に関する法律上特に支障となる規定はなく、現行制度で対応が可能であると認識している。

また、同法に法定協議会に関する規定を設けることについては、提案団体にヒアリングした結果、当該規定がな

いことによる具体的な支障が想定されないことなどから、現時点ではその必要性に乏しいと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法第 20 条の 11 に基づく税務署の調査協力についての対応改善

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険料の滞納処分が必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第 20 条の 11 に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。

具体的な支障事例

国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第 20 条の 11 により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月 21 日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第 20 条の 11 の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。

根拠法令等

国民健康保険法第 79 条の 2
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
地方税法第 20 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。
また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に

協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。

○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第 146 条の 2 により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第 22 条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じただけでなく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。

○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

各府省からの第 1 次回答

市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。

しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。

なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第 146 条の 2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法 79 条の 2 の規定において地方自治法 231 条の 3 第 3 項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであって(国民健康保険法第 76 条第 1 項及び地方税法第 703 条の 4 第 1 項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考えている。

仮に国税通則法第 127 条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することや、同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理事務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。

なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報の漏え

い等の問題は生じないと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができる。

特に、国民健康保険料の滞納処分に必要とする情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられる。

ただし、国税徴収法第146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課すものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになる。

この点、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されている。その趣旨は、申告納税制度の下で税務の執行を行うためには、納税者の信頼と協力を得ることが必要であり、税務職員が知りえた秘密を漏らすとすれば、納税者の税務官署に対する信頼を失うことになり、税務行政の適正な運営を損なうことになるためである。

このため、国税当局では、他の行政機関からの情報提供要請に対しては、情報提供により税務行政に与える影響と、情報提供により得られる公益とを勘案し、前者の影響が少なく、後者の影響が大きい場合に限り、情報提供を行ってきたところである。本件提案に関しては、情報提供により得られる公益について、税目的で情報提供する場合のように、十分に納税者等の理解が得られると判断できる状況にないため、情報提供に応じることは困難である。

なお、税務署の保有する多くの情報については市町村に提供しているため、滞納者の財産情報等については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(平成19年3月27日総務省自治税務局企画課長通知)を踏まえつつ、徴収対策をより効率的かつ効果的に行う観点から、市町村内において連携を図ることが重要である。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和

提案団体

伊佐市、阿久根市、霧島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。

具体的な支障事例

福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要性が生じることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

センターにおける安定的な人材の確保に資するとともに、看護師を配置しやすくなることで、医療的ケアを必要とする子ども等がより安心してセンターを利用できるようになる。

根拠法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県

○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。

今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本件のような基準緩和は必要と考える。

また、昨今、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児童にも適切な支援が提供できるものとする。

○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めること

になれば、同センターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援センターがないため、基準の緩和を求める。

○本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。

様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンターを利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる習熟した看護師の常駐が不可欠と考えている。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員に含めることができない。

主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。

○福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受け入れが可能となる。

各府省からの第1次回答

福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数に基づくものとしている(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号))。

また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図る等、既に一定の対応を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

① 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所以外でも、看護師の配置が適切と考えられる場合(※)は多くあり、そのような場合において、児童指導員、保育士及び看護師のいずれも人材確保が困難である中、看護師のみを置くべき員数に含めることができないことは合理的ではないと考える。

※ 看護師の配置が適切と考える場合

・てんかんの発作や熱性けいれん等が起きた場合、常勤看護師の配置が的確な対応や保護者の安心に繋がっている。

・児童の医療的ケアに対応できるような看護師の確保は、当市のような小規模自治体では特に難しく、また、当該児童の通所開始のタイミングに合わせてスムーズに看護師を確保することは、まず不可能である。

一方で、小規模自治体であることを理由に、保護者に対して遠隔地の事業所の利用を促すことは、移動に要する心身及び経済的負担等を考えると、医療的ケアを要する児童と保護者にとっては非常に大きな負担であり、適切ではない。

これらを踏まえると、主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか否かにかかわらず、当市の場合は、看護師を常時配置しておくことが望ましいと考えている。

② 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における看護職員の配置に係る加算の創設は、看護師の配置に係る財政的負担の軽減には資するものである一方、人材確保の困難さや、医療的ケアが必要な児童とその家族を身近な地域で支えるという子育て支援の視点からは、当市をはじめ地方部の指定児童発達支援事業所が抱える支障の解消には繋がらない。

③ 当市としてはあくまで、有資格者の確保が特に困難な地方部の実情を踏まえた、員数基準自体の合理化を求めさせていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

福祉型児童発達支援センターの利用者は増大している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から福祉型児童発達支援センターの安定的な運営及びサービス量の確保についての基準に起因する支障が生じているとの意見が出されていることから、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

なお、この基準は「従うべき基準」とされている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告

の趣旨を踏まえ、「参酌すべき基準」化等をすべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数に基づくものとしている(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号))。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図ったところである。

基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるということは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員または保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから、適切ではないと考える。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。

具体的な支障事例

本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きい。2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。

【積算根拠】

一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算

3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間)

525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて自治体の裁量で2年以上に相当する総勤務時間数を判断できることが明確になれば、より支援員資格の取得が促進される。

なお、平成29年度放課後児童支援員認定資格研修の受験資格要件が仮に2,000時間ではなく1,000時間であった場合、豊田市では受講できる人数がおよそ25人増える。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、南砺市、山口市、西宮市、高知県、松浦市

○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用する

ことができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。

【積算根拠】

一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算

3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間)

525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)

○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。

○資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、有資格者の人数確保に困難を感じている。

○児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、本市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。

各府省からの第1次回答

ご指摘の「2年以上の実務経験が2年以上かつ勤務時間の2,000時間」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について(平成26年5月30日付け雇児育初0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)で、基準省令に規定している2年の実務経験を測る目安として、一つの考え方として示したものである。

現行においても、この2000時間については自治体の裁量により、2年以上の実務経験として適当な時間数を各市町村で設定いただくことは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の基準値が技術的助言であったとしても通知により目安が示されている以上、実態として自治体の判断をある程度拘束しており、県が実施する支援員認定資格研修において、2,000時間の実務経験がなければ受講が認められないのが現状である。

そのため、地域の実情に応じた総勤務時間数を自治体の裁量で設定できるように通知等で改めて明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

省令で定められている2年以上の実務経験を「従うべき基準」としていることで地方自治体では支障が生じている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

こうした省令で定められている「従うべき基準」に加えて、省令によらずに通知でさらに具体的な基準を示すことは義務付け・枠付けの根拠を不明瞭とするものであり、また、事業者にとっては省令や条例で規制されるべきであるのに通知等で不明確に規制されることとなることから、不適切である。

なお、2000時間は目安との見解を示しているが、「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あること」との表現は2年という要件とは別に新たに基準を付加していると考えるのが通常であるので、仮にそうでないのであれば明確に周知すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

当該通知については、「総勤務時間が2,000時間程度」と示していることで、自治体に拘束がかかっているところのご指摘を踏まえ、改正することとしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の簡素化

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

- ・現在 331 疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。
- ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。
- ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化
 - ・更新申請用の臨個票の内容は、重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなど簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。
- ②更新申請時の臨床調査個人票の添付の省略化
 - ・疾患の種類や症状の程度により、重症度が重度となり、症状の改善が見込めない場合は臨個票の提出を複数年に1度とするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第6条第1項、第9条
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 121 号)第 12 条第2項第1号、第 31 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

○提案のとおり臨床調査個人票の内容が詳細かつ大量であるため、萩市直営の医療機関においても、その作成時の負担は大きい。

よって、提案の内容を支持する。

○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。

また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。

以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。

○本県においても、「臨床調査個人票(臨個票)」の作成及び審査に係る負担はとても大きい。

臨個票の内容の簡素化や提出年度緩和は、申請者の負担も軽減はもとより、医療機関及び行政の大幅な負担軽減に繋がると思われる。

○【現状認識】

①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。

②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。

また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。

【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】

①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。

②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。

○本市においても、難病指定医等から現行の臨床調査個人票は記載が必要な内容が多すぎるとの指摘を受けているが、簡素化することについては検証が必要であると考えている。

○過去、県審査会の意見を聞き、進行性の難病等については複数年の受給期間の付与を要望しており、当該要望の趣旨は当県の過去の要望に沿うものと思慮される。

○本道においては受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。

(年間更新件数 約 30,000 件(札幌市除く))

○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度の簡素化を検討いただきたい。

○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。

また、毎年の更新申請の都度、臨床調査個人票が必要となることが申請者の負担となっていることについても提案団体と同様である。

臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡素化や省略化ができれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながるものと考えられる。

○更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化及び添付の省略化については、本市においても同様に支障があり、制度改正が出来れば負担軽減が図れると考えられる。

○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。

○①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化

短期間に更新申請受付から受給者証発送までの一連の作業を実施するにあたり、臨個票の内容は複雑であり、指定医の記載誤りも多く、修正や追記依頼等、行政の事務的作業が大きい。

重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療

機関、行政の負担軽減につながる。

○平成 30 年 4 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおりに臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。

○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。

○臨床調査個人票については、記載する項目が多く負担が大きくなっている。記載が必要な項目が分かりにくい等と難病指定医から御意見をいただいている。

手続きについては、必要書類が多く負担が大きいと申請者からの問合せがある。保健所の受付窓口でも、手続きが煩雑である等の御意見があり、対応に時間をとられている。

臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。

○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。

このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。

○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定となる。

重症患者の臨床調査個人票の添付については、事案に応じて、例えば人工呼吸器装着患者で離脱の見込みがないと診断された患者等については更新ごとの提出を緩和することにより、患者の負担軽減になる。

○【大分県】

有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。

治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。

難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、御指摘の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。

また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、医療費助成の対象疾患の拡大や、研究促進がされていることは、多くの患者にとって意義の大きいことであることに異論はありません。しかしながら、現行の臨床調査個人票は、毎年1回全ての難病患者に提出を求める内容としては、あまりにも研究目的の要素が濃く、行政が担う特定医療費の支給認定に必要な事務量を遙かに超えている上、医療機関、行政さらには患者の負担が極めて大きい状況です。こうした実態を十分に踏まえ、法の趣旨を損なわずに実施可能な形になるよう、早急な改善を求めます。

なお、“研究者等の意見”を踏まえた軽微な変更を繰り返すことや、OCR読み取り上様式改正がされずに別紙の新旧対照表で項目を確認して対応するという現在のやり方では、現場の混乱を助長するものとなるので、ご留意いただきたいと思います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症

度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。

【宮城県】

「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」ことは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りです。)」とされていることから、「診断基準上に特段の規定がない疾病」の更新に限り、「診断のカテゴリーと鑑別診断」の記載を省略可能としていただきたい。

【福島県】

今後の検討にあたっては、複雑な調査票や毎年更新する制度が受給者に負担・不安を強めている点を重視し、症例収集が結果的に受給者負担につながらないことを主眼に検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。

各府省からの第2次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。

難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、御指摘の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。

また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、難病法附則第2条の施行5年後の見直しにおける議論を踏まえ、臨床調査個人票の内容の簡素化等の事務負担の軽減について実施の可否も含め必要な検討を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること

具体的な支障事例

○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。
○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者にとっては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。

【参考】

○当県における平成 29 年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール

平成 28 年7月～8月 事業者から 29 年度事業の要望書受付、ヒアリング

平成 28 年8月～9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論

平成 28 年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果をあわせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29 年度県計画(案)として承認

平成 28 年10月～1月 29 年度県予算編成

平成 29 年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング

平成 29 年8月1日 交付額内示、要綱等発出

平成 29 年9月29日 29 年度県計画書提出締切

平成 29 年10月～ 平成 29 年度事業開始

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。

根拠法令等

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、稲沢市、島根県

○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。

○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。

（例①〔全国衛生部長会 平成 30 年2月重点要望・平成 30 年5月要望〕地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、…

例②〔全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会 平成 30 年7月頃要望予定〕都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、…）

【参考】平成 28 年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。（実態としては、回答のとおりには全くなっていない。）

○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。

○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。

事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。

○地域医療介護総合確保基金（医療分）については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。

交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。

地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。

各府省からの第1次回答

平成 30 年7月 10 日付で、「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」（以下「交付要綱」という。）を発出し、交付対象事業等をお示ししたが、今回から交付要綱を恒久化し、今年度以降都道府県は原則として当該交付要綱に基づき交付申請等を行うこととなる（年度ごとに交付要綱は発出しない）。

また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」は年度当初に発出可能である。

このため、交付要綱等の発出時期による支障は解消するものとする。

都道府県において円滑に基金事業が実施されるよう、早期の基金内示に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」が早期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業例の確認が早まり、事前準備が行えるようになったことで、支障の改善につながった。

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」については、可能な限り、年度当初に発出していただきたい。

なお、事業執行に当たっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分額決定に努めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

基金事業の円滑な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初での発出を要望する。

また、早期の基金内示を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育教諭の経過措置等に関する見直し

提案団体

九重町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならぬとされているところ、経過措置として平成 31 年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。
なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成 32 年度に失職するのではなく、専ら 3 歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには 10 年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。

免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。

経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成 31 年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。

以上より主に次の2点の支障を懸念している。

- ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。
- ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

経過措置が延長されることにより、平成 32 年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童の増加の抑制につながる。

また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。

本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。

○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○本市においても、同様の支障が出るのが想定されており経過措置の期間延長を要望する。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないように、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。

○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と

幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないように、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は待機児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考えられる。加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強く出されており、保育教育現場にとって喫緊の課題である。また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。

5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に関わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考える。

また、どちらか一方の資格保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態からも、両資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。
- 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大

提案団体

東大阪市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定を受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生日が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。

このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等デイサービスを利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。

根拠法令等

- ・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三
- ・学校教育法第一条、第二百二十四条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市

○地域における課題

15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。

○放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生日までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。

○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいのある児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものとする。

○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。

各府省からの第1次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等デイサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

専修学校に通学し、かつ放課後等デイサービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点では、11人が児童発達支援を利用しており、これらの児童は年齢特例がないため、18歳到達までしか支援を受けられない状況である。

今回の改正のタイミングが3年後の報酬改定等の機会となると、上記の児童だけでなく、現在中学校に通う児童においても専修学校を進学先として選択した場合に、放課後等デイサービスが使えないこととなる。個々の児童に必要とされる療育という観点とは全く異なる「進学先が一条校か否か」という要素によって、受けられる支援に差異が生じていることは、合理性に欠けた不当な差別と言え、また、今後進路を考える児童にとっては、その検討に「引き続き放課後等デイサービスを受けられる学校かどうか」という要素が加わってしまい、児童の進学先の自由な選択を歪めることになってしまう。このように、実際に当該児童に負担を強いている現状を踏まえ、進学を考える児童及びその保護者に進学後も安定したサービスが提供されることを知って安心していただき、自分の意思による進学を選択をすることができるためにも、報酬改定等に併せるのではなく、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討することだが、専修学校に通う児童の放課後等デイサービスの利用の必要

性は、東大阪市の例からも明らかであり、平成 31 年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。

○ 1次ヒアリングでは、平成 21 年に放課後等デイサービスを創設した際に、他法令を参考に対象児童を定義したとのことだが、当時の経緯や他法令もさることながら、現に存する障害児やその保護者のニーズにも目を向け、全国の状況を調査した上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、利用対象児童に専修学校に通う児童を追加することのニーズや対象を拡大した場合に生じる課題を調査し、調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化

提案団体

長岡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの

【簡素化の案】

以下の記載欄を廃止する。

○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」

①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。)

②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄

③「国債の償還金の希望支払場所」欄

○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」

①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。)

②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄

具体的な支障事例

【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 3, 199件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

左記の現状に加え、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の平成27年改正法案に対する附帯決議(平成27年3月31日参議院厚生労働委員会)において、「特別弔慰金の支給にあたっては、遺族の高齢化を踏まえ、手続きの簡素化に努めるべき」旨の指摘がなされており、これに対応する対策を講ずる必要がある。

【効果】

手続きに関する請求者の負担軽減を図ることができるほか、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながり、事務的な負担軽減にも寄与する。また、裁定までの審査期間の短縮が見込まれ、これにより請求者

への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることを期待される。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、練馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、大垣市、浜松市、春日井市、田原市、八幡市、泉大津市、守口市、門真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

○上位受給権者の死亡により転給申請が増加している。高齢の申請者にとっては戸籍等の必要書類の整備が一番の課題。下位受給権者になるほど必要書類が増え、負担が大きい。

よって、提案の内容を支持する。

○【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑（戦没当時の状況の記載が必要など）であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数:1,511件

○戦没者の特別弔慰金の手続きが複雑なことに加え、請求者の高齢化が進んでおり、初めて請求する第三等親族の場合は、戸籍の郵送請求の説明も含め、2時間以上かかることもあり、しかも複数回窓口に来ることになる。前回請求者であっても、請求書の「戦没者等の欄」や戦没者等との遺族の現況等についての申立書が記入できない場合は多く、前回の請求書等のデータが本市にない場合は、受付に時間がかかっている。

今回提案の欄については、請求者が記入できない、または間違いが多い欄であり、実質的には、自治体記入欄に近い形となっているので、簡素化をお願いしたい。

○請求事務について、実際は前回提出資料を参考にしながら手続きを行う必要があり、煩雑であった。そのため、請求書については前回受給者が再び請求する際には、前回の内容からの変更の有無のみを問うような様式（戦没者等との遺族の現況等についての申立書、同意書等についても同様）に変更するなどの簡素化を希望する。

○請求書の書式や戸籍が煩雑である。

進達してから国債が届くまでが長すぎる。

○請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑（戦没当時の状況の記載が必要など）であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

請求者が変わっていない場合も、前回請求時に必要な戸籍が必要になるなど、裁定庁及びその担当者の判断のバラつきも大きく、請求者への負担が増すだけでなく、裁定結果が出るまでに膨大な時間がかかるなど、申請後に申請者が死亡するケースも多く見受けられた。

○【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑（戦没当時の状況の記載が必要など）であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 1, 255件

○書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であること、また必要書類が多い(上順位者の死亡の記載のある戸籍、同順位者の自筆の請求同意書、など)ことなどから、高齢化する請求者への負担が大きく、請求辞退者などを招いている。

請求手続きの簡素化により、請求者への負担軽減を図りたい。

○法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの

【簡素化の案】

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」様式内の

①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」を本人記載欄と区別し、自治体記載欄とする。

②「国債の償還金の希望支払場所」欄に、前もって「郵便局」と印字する。あるいは、選択式にする(「郵便局」と記入することが出来ない方が多いことと、その受け取りのほとんどが郵便局となるため)。

「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」様式内の

③「戦没者等との続柄」欄を、選択式又は番号記入式とする。

④「弔慰金を受けた者」、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄を職員聞き取り記載部分とし、申請者の負担を減らす。

いずれの様式も、本人記載欄と職員記載欄の区別を太罫線等を用いて、明確にする。

○特別弔慰金の申請書記入については、高齢者で、前回受給者であることが多いことから、「戦没者氏名、生年月日、死亡日、除籍時の本籍等」は市で書類のほとんどを補記している状況である。また、「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」の記入については、負担に感じるとの声を多くの申請者より聞く。申請者の負担軽減の為に必要書類や項目の簡素化の検討をお願いしたい。

○提案市以外の他市町村からも、請求書類の記入が複雑、対象者の高齢化により書類の記入が困難等により、窓口で多くの時間を費やしてしまうという意見を多く聞く。

現在、厚生労働省において、次回特別弔慰金の手続きの簡素化や事務処理手順の見直し等検討されており、その中で本提案の内容についても検討いただきたい。

○【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。請求者の居住する市区町村で受付し県へ進達しているが、戦没者等の当時の本籍で裁定・却下されることから戦没当時の現況については、詳細の把握する請求者が高齢等の事由から必要添付書類等が提出が困難な状況となっている。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 650件

○請求書の不備により、請求者へ補正を依頼する事項の大半が、請求者と同順位者から提出させる請求同意書や請求者に係る戸籍の不備であり、これらの書類の整備に長期間を要するため、裁定の遅れにつながっている。

様式の簡素化だけでなく、添付書類についても、請求同意書に代わる書類の提出や戸籍によらなくても確認できる事項については戸籍の提出を不要とするなど、審査期間を短縮する方法を検討する必要があると考えられる。

請求者の高齢化に伴い、書類の自筆が困難となってきていることなどから、請求書の作成に相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きいため、審査期間の短縮に加え、請求者の負担軽減の点からも制度改正が必要である。

○請求対象者の高齢化により、前回請求者の請求でさえ、請求者及び事務従事者ともに大きな負担となっている。また、上位順位者の死亡に伴い、対象となる遺族の範囲が拡大しており、同意書の提出等、手続きがより煩雑になっている。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 804件

○本市においても同様の支障が生じており、書類の簡素化が必要である。

また、遺族の支給順位が複雑なため、添付する書類も複雑になっており、同じ請求者が何度も窓口を確認に来

ている。請求者によっては、支給順位等の確認のため、窓口での聞き取りに相当な時間が掛かることも多く、支給順位の簡素化も必要である。

○【支障事例】

1. 「戦没者と遺族の現況等についての申立書」請求者本人が、戦没当時幼少であったこと、申請者本人が高齢となり、当時の状況を覚えておらず、周りに当時のことを知る人もいなくなり、申請者の負担となっている。
2. 「戸籍の取得」必要戸籍も多く、本籍が県外の場合もあり、申請者にとっては負担が大きく、請求を辞退する方もいる。
3. 申請から国債券が請求者に交付されるまでに、1年もしくはそれ以上かかる場合もあり、その対応に苦慮している。

○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」

- ③国債の償還金の希望支払場所については、記載が必要であるとする。

すべての郵便局が国債取扱機関となっていない(当市内でも取扱不可の郵便局もあり)ことから、申請者より問い合わせもあり、案内時に説明が必要なケースもあった。

「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」

①戦没者等との続柄欄だけでなく、当時の家族状況を記入いただくことすら負担が大きいため、全体の見直しを図られたい。

請求者が高齢化されていることから委任状による請求や、相続人請求が多くみられる中、戸籍上に記載されている御家族の氏名、生年月日、死亡年月日を調べ記入されることに時間も要し、負荷がかなり大きかった。

○請求者は高齢化しており、申請に必要な書類をそろえるのに苦労されている。また、裁定がおおりるまで相当の時間がかかっており、審査時間短縮のためにも申請書類の簡略化が必要と考える。

○本市においても同様の支障事例が生じている。請求対象者の高齢化に伴い、必要書類の記入(特に戦没当時の現況等申立書)に困難が生じている。請求者が窓口来庁が困難な場合は、子などの代理人が申請手続きを行うこともあり、その際は継続申請の場合でも記載が非常に困難になる。

また、裁定までの審査期間が長期に渡るため、申請者が裁定までに亡くなることも多い。そのため、国債交付に支障が出ている。

○本市においても、煩雑な申請書の記載内容が請求者の負担になっているものと見受けられることから、見直しが必要と考える。

○【支障事例】

必要書類が多くまた項目が難解なため、請求手続きが負担になっている。

広報にて請求を促しているが、すべての対象者に確実に周知できていない。前回請求者に個別文書を発送することも困難である(前回請求者が死亡している場合、請求権を有する方を特定する事は困難であり、送付先を誤ると親族間のトラブルになりかねないため)。

裁定までに時間がかかっている。受付開始当初に請求手続きをされた方は国債交付までに1年以上かかったケースもある。

【制度改正の必要性】

制度改正は必要と考える。

ただし、請求手続きの簡素化については平成29年8月22日付けで厚生労働省から県を通して事務処理等に関する意見聴取が行われており、当市として、現状・支障事例及び様式変更案に対する意見を平成29年9月21日付けで県に提出している。

○提案自治体と同様に申請手続きの複雑化による、請求者及び事務担当者双方に負担が大きくなっている。

○請求者の高齢化により、必要書類への記入が困難になっている。記入内容が複雑であるほか、文字を書くことが困難な方が多く、相当の時間を要している。書類の記載内容や記載方法などを見直し、請求者が書きやすい様式を作成することが必要である。

○請求手続きの煩雑さから、当県においても同様の支障が発生している。特に前回請求者と異なる請求者からの手続きについては、必要な添付書類も複雑であり、請求者への手戻りが少なからず発生している。

各自自治体による審査にも相当の人員と時間を要しており、請求者、自治体の両方にとって、請求手続きの簡略化は必要であるとする。

○請求手続きについて、必要書類の記入や添付が複雑であることなどから、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きの複雑さが請求者の請求漏れや請求辞退者の増加に影響している。

【改善案】

①直近弔慰金の受給実績がある者について、転居により手続き窓口が前回の自治体と異なる場合、申請者の同意を取れば自治体間で申請者情報の交換を認めるようにする。

②必要書類の戸籍について、戦没者との関係や相続関係の確認として必要な情報が取得できる部分のみの添付で可能としてほしい。対象者の戸籍を全て辿って揃えるのは負担が大きく、無駄がある。

○当市でも、請求者の高齢化や手続きの煩雑さを鑑み、負担軽減のための簡素化が必要と考える。

○左記と同様の支障事例及び地域における課題、改正制度の必要性を認めている。具体的な支障例としては、明治28年3月31日以前生まれの戦没者等の父母・祖父母については、先順位者及び公務扶助料などの年金給付の受給権者の死亡を確認する戸籍の添付を省略できるが、実際は対象者の生年月日を確認するための戸籍の添付が必要になるため、請求者から苦情等が散見した。

○簡素化の案で出されている事項については、申請書類一式の中で複数回記載を求めるものであるため、申請者が高齢化する中、負担軽減の視点から簡素化すべきと考える。

○請求者にとって、現状の「請求書」や「遺族の現況等についての申立書」の記入が困難になっている。理由は、

請求者の高齢化により、本人に確認しても覚束ないことが多いこと。

請求者の高齢化により、本人が来庁できず、委任を受けた親族が手続きをするケースの方が多いが、下の世代は遺族の状況をあまり把握していないこと。

当時、年が若かった甥や姪の請求が増えているが、甥や姪は遺族の状況をあまり把握していないこと。

このため、空欄の多い状態で県へ送達するが、書類整備依頼が帰ってくると、請求者は、親類に聞き回ったり、親類から戸籍を取り寄せたり等の労力を費やしており、裁定までの期間も長期化している。

これまでの請求で収集できている情報は、できるかぎり記載事項を省略すること。

○遺族の高齢化を踏まえ、請求手続きの簡素化が必要。

○①請求受付について

請求者が高齢で子等の請求者以外の者が手続きに来ることが多く、戦没者等の情報をよく把握していないため、請求書や現況申立書の記入が困難な場合があり対応に苦慮している。

戸籍書類の網羅的な取得について困難を感じる請求者が多く、苦情につながる場合もある。

②書類の補正について

受付から1～2年後に書類の補正依頼が来るなど、審査時間がかかりすぎていることが課題である。補正依頼については市町村を通さず、裁定都道府県が直接申請者へ依頼するなど、対策が必要。

○前回受給者へ個別案内を行うとともに、広報紙により請求を促したが、対象者の高齢化や死亡、転居等により周知が困難である。また、順位変更による新たな申請の場合等、同順位対象の遺族数が多いと、戸籍等の必要書類を揃えるだけでもかなりの時間と労力を要する。さらに、必要書類の記入が多いことやマイナンバーの記入が必要になったことで請求者の負担が大きくなった。

前回受給者であっても、請求までの負担の大きさから請求辞退をされる方がおられた。

今後、第10回と同じ方法での請求となると、請求辞退者の増加等の懸念がある。

○簡素化することにより、請求者の負担軽減、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながる。これにより請求者への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることを期待されるところと考える。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数：約5,900件

○戦没者等の特別弔慰金について、請求手続きに必要な書類の記入が複雑であることに加えて、申請後に国債が発行されるまでに1年以上かかっているため、申請者からの苦情が多い現状である。

(申請者の居住地で受付をし、都道府県に進達された書類は、その後本籍地の都道府県に送付し、その都道府県により審査・裁定が行われ、裁定後、裁定通知書が都道府県を經由して市に送付される経緯が必要であるため)

申請者が高齢者ということもあり、その心情や国が弔意を表すための制度であることを考慮し、申請書類の簡素化に加えて、申請後少しでも早く国債を渡すことが必要であると考えている。

また、第十回特別弔慰金については、審査にかなりの時間を有し、国債発行までにかかなりの時間がかかったこともあり、次回の特別弔慰金については、審査に時間がかからないよう配慮が必要である。

各府省からの第1次回答

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対し国として弔慰を示す観点から特別弔慰金を支給するもの。

そのため、支給(裁定)事務においては、

- ・ 戦没者との血縁関係の確認
- ・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認
- ・ 生計関係の確認が必要となる場合はその確認

等を行うことが重要となるため、関係する資料につき請求者から提出を受けているところ。

他方で、遺族の高齢化等を踏まえ、提案自治体がお示しのとおり、平成27年3月に参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努める」とこととされたところ。

今回の特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日に到来し、現在は請求期間外であるが、当該附帯決議を受け、次回の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

追加共同提案団体における支障事例や提案を踏まえ、請求書類の見直しを含めた手続きの簡素化を可能な限り行っていただくようあらためて要望する。

特に、提案時に簡素化の案として提示した、一部記載欄の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。

また、回答の中で、「次回の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定」とあるが、次回の特別弔慰金支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要があるため、平成30年度中に簡素化できる記載欄等の検討に係る結論を得るようにしていただきたい。そのうえで、より具体的なスケジュールや、検討方法についての明示を早期にお願いしたい。併せて、その検討過程においては、請求受付窓口となる市町村の意見聴取ができるよう御配慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

今回の提案も踏まえて書類記載欄等の必要性の精査を行うと見解をいただいた。平成32年度を目処に早期のご検討をお願いしたい。

【練馬区】

事務簡素化の必要性については理解いただけているものと思うが、記載欄のほか添付書類等についても、十分に簡素化の検討をしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

平成29年度に実施した都道府県(市区町村含む。以下同じ。)へのアンケート及び意見交換会の内容を踏まえ、厚生労働省において様式簡素化の可能な箇所を検討する予定です。

なお、市区町村は受付等の事務、都道府県は審査裁定の事務と、その担う役割の性質が異なることから、市区町村と都道府県間でも意見の相違が見られるところですが、検討に当たっては、第1協議の際に回答申し上げたとおり、

- ・ 戦没者との血縁関係の確認
- ・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認
- ・ 生計関係の確認が必要となる場合はその確認

等を行うことが重要であり、項目の精査を慎重に行う必要があることをご理解いただければと存じます。

他方、提案自治体の見解のうち「支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要がある」とのご意見を踏まえ、平成30年度中に「検討の方向性(案)」をお示しさせていただく予定です。

なお、その後のスケジュールとしては、「検討の方向性(案)」の提示以降、ご意見等を踏まえ都道府県向けの事務処理マニュアル案を作成・提示し、その後、省令改正及び都道府県への説明会を実施する予定です。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて

提案団体

京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。

具体的な支障事例

企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1) 企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に悩む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。
- (2) 事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をよりの確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。

根拠法令等

企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市

○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合に「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであると考え。

○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給

(事業者)のミスマッチが生じることがある。

○「平成 30 年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、本市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。

○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。

○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。

各府省からの第 1 次回答

企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の円滑な実施のためには、自治体とも連携しつつ取り組まれることが望ましいと考えており、平成 30 年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。

従って、本件については既に措置済みであると考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市が以前から提案していた事前協議について、今般措置されたことについて、感謝を申し上げる。

企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となったが、この「協議」について、国からの指針(ガイドライン)が示されておらず、各自治体での対応に任されている状況である。そのため、自治体により事前協議の内容が異なっている実情があり、また、本市としてもどこまで具体的な中身について助言できるのか、試行錯誤しながら対応しているところである。

事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましい姿であるため、その観点において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示していただくとともに、自治体の助言内容が児童育成協会における企業主導型保育事業の助成決定の審査に反映されるなど、実効性のある仕組みの創設に向けて、引き続き、検討いただくよう、願います。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

平成 30 年度より地方公共団体に相談に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に関与できる形での事前協議ができるようにすべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「既に措置済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

周知を徹底すること。

各府省からの第 2 次回答

第 1 次回答の通り、平成 30 年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。従って、本提案内容については既に措置済みである。

なお、地方公共団体への相談を申請要件とすることについては、平成 30 年 5 月 15 日付け事務連絡「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」により、各地方公共団体宛て周知を図ったところ。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化

提案団体

徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。

具体的な支障事例

環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。((参考)犬の登録手数料 3,000 円、狂犬病予防注射 3,000 円、マイクロチップのデータ登録料 1,000 円(チップ装着代等は別))

マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。

また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。
- ・飼い主の費用負担が軽減される。

根拠法令等

狂犬病予防法第4条
動物の愛護及び管理に関する法律第7条
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
(平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、新潟市、神山町、高松市

○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考えられる。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。

○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。

○各市町村で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化を図ることができる。

○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。

○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。

各府省からの第1次回答

犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有明示を図る観点から、民間団体によって任意で行われています。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)上の義務として行われています。

狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口(市町村)と任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱が関係することから、法的根拠等が必要です。

自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子を取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下「動物愛護管理法」という。)の前回(平成二十四年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村で行う犬の登録は個人情報を含み、マイクロチップの登録も個人情報を含みます。市町村で行う犬の登録は、狂犬病予防法に係る義務とされており、また、マイクロチップの個体識別番号は、動物愛護管理法において所有者明示の観点から必要とされています。動物愛護管理法における所有者明示をマイクロチップの装着として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札について、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれもなく所有者の確認ができるとともに、逸走した場合は、速やかに飼い主へ返還できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有者明示の観点から犬等について義務化し、管理する必要があると考えます。

動物愛護管理法の前回改正時の附則第14条に基づき、「マイクロチップの装着に関する義務化について検討していきます」とございますが、国民(飼い主)の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬病予防法に基づく登録の窓口(市町村)と、任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化を含め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示しいただきたく存じます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を図られたい。

各府省からの第2次回答

自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子を取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービス、鑑札装着の代替措置として、マイクロチップ装着を認める方向で今後検討していくこととしているところです。動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)については議員立法による改正を前提とした検討が進められていると承知しており、現時点での改正スケジュールについて回答することはできません。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大

提案団体

うるま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。

この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。

沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新增設する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可外保育施設での実務経験者を人材として有効的に活用することができる。また、民間の放課後児童クラブにおいて新設クラブの開設や拡充をする際も、人材確保が見込めるため、円滑に新增設を行うことが可能となる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高松市、高知県、沖縄県

○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代

要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。

○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している現状にある。現時点では本個別事案と同様の支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

各府省からの第1次回答

児童福祉法第59条の2第1項に規定する保育等の業務を行うことを目的としている認可外保育所等での2年以上の従事経験がある者については、現行でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第3号を適用することが考えられるが、認可外保育施設には多様な類型があることから、年末までに整理をお示ししたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現に基礎資格者に該当する可能性のある人材がおり、支障が生じているため、早急に対応いただきたい。

○少なくとも都道府県の認可外保育施設基準を満たしている施設で従事している者については、児童福祉事業で従事している者の対象としていただきたい。

○認可外保育施設での従事経験を認める場合の事務(従事経験の証明方法等)については、市町村の裁量が認められるよう御配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省は基準の解釈を整理して示すとの考えであるが、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支障があるとの意見があり、基準の解釈について、地方自治体自ら判断できず、国の判断となるような基準については見直す必要がある。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

提案団体からの見解等を踏まえ、多様な類型のある認可外保育施設等についてどのように考えるか、年末までに整理したい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和

提案団体

所沢市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。

具体的な支障事例

これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でないと調査はできない状況である。介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性については、介護認定の調査業務が円滑に進むことにより、認定期間の短縮につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進にもなる。行政としても、調査員の長期雇用により人件費の高騰や事務スペースの確保などの課題があるが、調査業務の委託化により、市で任用している臨時職員の人件費削減や事務スペースの狭隘化解消にもつながる。

根拠法令等

介護保険法第24条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、八王子市、山縣市、名古屋市、豊田市、田原市、神戸市、伊予市、宮崎市

○現在、本市では、社会福祉法人に訪問調査業務（更新・区分変更）を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第 24 条の 2 第 2 項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。

また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務（新規）の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人員確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外部へ委託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。

○本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約 1,000 件／月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。

また、平成 30 年に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者（東京都における合格者の 6% 程度）の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025 年には団塊の世代が 75 歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。

※特に病院入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものとする。

○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。

○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。

○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託してしる。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常 300 から 500 件のところ、平成 30 年 3 月 31 日時点では、約 1100 件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査（新規申請分）を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員 OB も可能とするよう要望する。

○本市は平成 30 年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロポーザルにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格を「国家資格所持者（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士）」まで拡大すれば民間事業者は増えてくると考えられ、契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。本市が契約している事務受託法人においても人材不足は生じているため、資格拡大により調査員確保は期待できると思う。

各府省からの第 1 次回答

認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、サービスによって要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。

これらを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成 31 年度中に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず、予定した調査件数を委託することができないため、市職員の時間外勤務時間の大幅な増加とともに、申請から認定までの期間にも大幅な遅れが生じてしまっている。今後、市町村の認定調査事務に関する実態調査及び分析等が行われるものと思うが、できるだけ早い対応をお願いしたい。

なお、介護支援専門員でない市調査員のアセスメント技術については、調査員証を発行する前に必ず研修を実施し、丁寧な指導を行い質の確保に努めている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

「事業者にも有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員に関する制約」と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途定めれば足りると考える。

また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に即していると考えられる。

したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得ることとしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。

具体的な支障事例

○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。
○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。
○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の社会参加を支援することが可能となる。

根拠法令等

障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、京都市、宮崎市

○先天性難病により、人工呼吸器装着、頻回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能のため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求められず、結果として就業の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維

持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める

各府省からの第1次回答

在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においても企業等に障害のある方の困難に対する配慮が求められている。

こうした中、個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、事業主による個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある。

したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方」について、本件提案は重度障害者の業務遂行を支援するためのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するためのヘルパー派遣を可能とするものである。

○就労中の介助者等の費用については、経済活動によって利益を得る企業側が負担を負うことに異論はないが、重度障害者は食事や排せつなどの日常生活上の支援が多岐にわたり必要であり、その費用も大きく、企業側にとっては過度の負担となる。また、障害者差別解消法では「合理的配慮」が規定されているが、事業主に「過重な負担」を及ぼす場合は除くとされ、あくまで努力義務として、企業の自主的な取組が期待されているものである。

○在宅就労している重度障害者の日常生活の支援を企業の負担とした場合、障害者雇用に係る各種助成金等も整備されてはいるが、企業の負担や雇用条件等の要件が設けられているため十分活用されておらず、重度障害者の雇用を後退させる懸念がある。

○企業側に相当な理解がないと就労に結び付かない現状においては、在宅就労しか選択肢がない重度障害者は、日常生活上の介助者を自ら確保しないと就労できない事態に直面している。

○上記のように、企業に対して「合理的配慮」として、在宅就労時間中の重度障害者への支援を求めることには限界があり、少なくとも常時介護が必要な重度障害者においては、働く機会を提供することを優先し、福祉的な支援を行うことが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 本件提案の趣旨は、在宅就労している重度障害者の業務支援ではなく、日常生活の支援であるから、企業が支援するのではなく、福祉サービスとして支援すべきではないか。

○ 在宅就労している重度障害者の就労時間中の支援の提供を企業に求めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に規定する「過重な負担」に該当するのではないか。また、在宅で自営している重度障害者は支援を受けられないのではないか。

○ 本件提案は、平成30年度障害福祉サービス報酬改定で議論された通勤・通学時の重度訪問介護の利用とは別の論点であるから、在宅就労している重度障害者の実態を把握したうえで、支援の在り方を検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

個人が収入を得るために経済活動を行っている就業中の時間帯(労働時間)は、障害福祉サービスの対象となる日常生活とは性格を異にするものである。例えば就業中にトイレへ行くことは一般的には認められている(労働時間から引かれることはない。)ように、就業時間中のトイレや水分補給等は労働(経済活動)の一環であ

ると捉えられる。これは、在宅就業の場合であっても、企業等に雇用されて労働を行っているという点では同様である。

このような就業中の労働者に対する支援を障害福祉施策として公費負担で行うことについては、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでも議論があったように、本来、職場環境の整備等に関する支援を担う労働施策の役割を踏まえて慎重に検討する必要がある。

なお、仮に在宅就業中の重度訪問介護の利用を可能とした場合、障害福祉サービスに係る財政負担(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)に大きな影響を与えることが懸念されることも留意が必要である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成 32 年3月 31 日までとなっている経過措置期間を延長する。

具体的な支障事例

以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。
・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。
・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。
・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。
・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。
・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年4月 30 日厚生労働省令第 61 号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山口市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成 32 年 4 月 1 日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。

○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、本市には提案事項の 2 点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。

○保育所、認定こども園への 3 号認定児童の申し込みが増えており、3 歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。

○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。

○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において 2 歳児と 3 歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

各府省からの第 1 次回答

(①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。

また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要であることから、当該要件に限っても任意項目化することは困難。

なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。)第 6 条第 1 項第 2 号に係る連携協力については、昨年 12 月に閣議決定された「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の保育の質が確保されている小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業から確保することも可能となるよう見直しを行ったところ。

また、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。

(③について)

設備運営基準附則第 3 条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後 5 年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

(①及び②について)

提案している市認定保育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を満たしており、保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。

また、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により「連携施設を確保したものとみなす」と認可要件が緩和されたところではあるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に苦慮している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみで 3 歳児以降の受け皿を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る連携施設を拡充すべきである。

なお、「代替保育の提供」については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しがなされたところであるが、連携施設の確保に結実していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続き

き検討をお願いしたい。

(③について)

経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいかは施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。

この家庭的保育事業等における連携施設の設定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。

○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。

○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

(①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

(③について)

設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

提案団体

南房総市、水戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。

具体的な支障事例

南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。

今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。

また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。

さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。

また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。

さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山田市、玉野市、東温市、松浦市

○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

【人員配置基準の見直しについて】

一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。

人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。

一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

【免許更新対象者の追加について】

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。

このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。

しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）

また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

人員配置基準の見直しについて

南房総市及び水戸市の一時預かり事業（幼稚園型）は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。

幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育

とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。

そもそも本提案は、子ども・子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施するに当たり、現行基準では人材の確保が難しく、事業の存続が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。

免許更新対象者の追加について

配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とするのは困難であるとの回答に矛盾がある。

また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との指摘について、一時預かり事業に専従するニーズもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。

委任するにあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。

なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和】

<幼稚園教諭普通免許状未更新者について>

○ これまで一時預かり事業（幼稚園型）に対する基準緩和がなされていてもなお、人材確保が困難なため、事業の存続が危惧される地域があるという実態の中、過去に長年の幼児教育の経験があつて、幼児の預かりに對しても十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して間もない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えられるのではないか。

○ なお、子ども・子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ【第16版】（平成30年3月30日）」では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であつて、「修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者（幼稚園での預かり保育にのみ従事している者や、特段の業務に従事していない者等）のみが『普通免許状所有者』として取り扱われる」とこととしていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないか。

○ 以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないか。

<小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について>

○ また、児童福祉施設設備運営基準第95条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないか。

【幼稚園免許更新対象者の拡大】

○ 現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必置しなければならないにもかかわらず、一時預かり事業（幼稚園型）に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないか。

○ 一時預かり事業（幼稚園型）に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、教育職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事を希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を許容すべきではないか。

○ なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト（非常勤含む）へ登載

されている者であれば、一時預かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登録しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないか。

各府省からの第2次回答

○ 御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、①幼児教育・保育に関する専門的な知見を有することが公的に担保された者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となること、また、②「経済財政運営と改革の基本方針 2018 について」又は「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、幼稚園の預かり保育の無償化に当たっては、質の担保・向上のため、一時預かり事業と同様の基準を課することとされており、質の低下を招く対応は政策的に逆行することから、対応は困難である（各論点については、以下に別途記載）。

○ 一方、幼稚園の預かり保育の充実及び幼稚園の人材確保については、大変重要な課題であり、文部科学省としてはこれまでも幼稚園の人材確保支援事業の実施・一時預かり事業（幼稚園型）の補助の充実等に取り組んできており、引き続きこうした取組の実施により人材確保に努めることとしたい。

<幼稚園教諭普通免許状未更新者について>

・ 保育士資格を有しない幼稚園教諭普通免許状未更新者については、人材確保が困難となっていることへの対応として、平成 29 年度より「有資格者以外の者」として配置可能としたところであり、仮に免許更新講習の受講を希望しない者についても、一時預かり事業（幼稚園型）に従事していただくことを可能としている。

・ なお、御指摘の修了確認期限が到来している旧幼稚園教諭普通免許状所有者の取扱いについては、本来は、質の担保・向上の観点から、新免許状保有者と同様、免許更新講習の受講を求めるところではあるが、現行において、

①預かり保育担当職員が免許状更新講習の受講が認められない場合があること、

②旧免許状は新免許状と異なり有効期間を定めているものではないこと、

を踏まえ、例外的に有資格者として認めているものであり、当該旧免許状未更新者と同様に新免許状未更新者を有資格者として認めることは困難である。

・ なお、預かり保育担当職員の教員免許状更新講習の受講については、全国的な預かり担当職員の状況を確認するため、今後、預かり保育担当職員の免許の保有状況、教育職員としての勤務経験や発令状況等に関する調査を行う予定である。

<小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について>

・ 保育所等において、小学校教諭及び養護教諭普通免許状保有者を保育士の代替職員としている特例（児童福祉施設設備運営基準第 95 条等）については、施設全体として保育士等が 2/3 以上確保されることを前提（児童福祉施設設備運営基準附則第 97 条）としており、当該事業の有資格者割合（1/3 以上）と比しても厳しい基準を課した上での緩和措置であることから、当該特例を以て、一時預かり事業（幼稚園型）の基準緩和を行うことは極めて困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。

○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えます。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。

なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。

【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。

また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。

引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じ

る必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用

提案団体

砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。
また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。
児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2 名のうち 1 名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)第 10 条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。
その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

小型児童館について、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制での運営が可能となることで以下の効果が期待できる。
現在、資格は持っていないが、将来的に子どもに関わる仕事に就きたい方への就労の機会拡充、またその後の有資格者になるための意欲向上にもつながる。
児童館に配置する「児童の遊びを有する者」のうち、保育士等の有資格者が他の児童福祉事業等に従事することができ、全国的な問題となっている、保育士不足による待機児童問題や、保育所の存続問題など、様々な児童福祉行政が抱える問題解決への一助となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条
児童館設置運営要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、松戸市、山口市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県

○保育園等への人材配置が優先され、児童館運営のための人材確保が困難になってきている。当市では、指定管理で児童館を運営しているが、指定業者からも人材確保に苦慮しているという話があり、児童館の存続にも影響してきている。

○保育士が不足しているなかで、児童館を運営していくためには児童厚生員（児童の遊びを指導する者）を2名配置しなければならない。この要件を緩和することで、児童館運営の一助となることが期待できる。

○本市の児童館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している（職員数：正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名・教員1名）。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。

○本市で運営する児童館においても2名の児童厚生員を配置している状況であるが、職員の配置基準を弾力的に運用可能であれば、余剰人員を不足する放課後児童クラブ等へ配置することが可能となるため、待機児童対策に繋がるものと考ええる。

○本県でも児童館職員（保育士）を確保できずに今年度4月から休館している児童館がある。

各府省からの第1次回答

児童館の運営に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第1項の規定に基づき、児童の遊びを指導する者を置くこととされており、具体的な員数は、ご指摘の要綱で、望ましい運営の基準としてお示ししている。

ご提案の職員不足等の実情を踏まえ、地域の実情に応じた運営が可能になるよう、今後年末までに検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在でも児童館職員に欠員が生じた場合、募集しても申込みがなく、有資格者の人材確保に苦労している。その場合、別の児童館から職員を回すなどして何とか運営をしているが、職員にかなり負担を強いることになっている。

児童館は、そもそも一般財源で運営しているため、地域の実情に応じた柔軟な職員配置を認めていただけることで、人材不足による休館を免れることができる。

来年10月から制度開始予定の幼児教育無償化により今以上の保育士不足が懸念され、人材確保はさらに困難を極めることが予想されるため、ぜひとも前向きに早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

児童厚生施設に保育士や社会福祉士等の資格を有する児童の遊びを指導する者を配置することについては「従うべき基準」とされている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされているが、人員基準等の設備運営基準については法律・政令に根拠をおくこととする。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案団体からの見解等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な職員配置の考え方について年末までに検討し、示していくこととした。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し

提案団体

砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの

具体的な支障事例

介護保険制度の改正により、本町においても平成 29 年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。

現在、約 50 事業所の町内外の事務所が申請をしてきているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定基準を同じくする市町村のうち、希望する市町村において指定申請書を広域的で受理・認定を行うことができるようになれば、事業所では、一箇所に指定申請することで、申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、申請先を誤認するといった事例も減少すると考えられる。

また、市町村においては事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られる。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

米沢市、福島県、綾瀬市、山口市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市

○予防給付からの移行によって、これまで利用できていた利用者についても住所地特例者を除き、事業者が指定を受けていなければ利用できない状況となり、今後においても指定漏れのリスクもあり、また事業者・指定権者双方の事務が増大したことは事実であり課題である。当市でも、市町村境での相互利用は現実として相当数あるため、これまでの従前相当サービスについては、基準・介護報酬を共通化して所在地で指定事務を執るほうが効率的であると考え。また、地域密着型サービスについても全く同様の考えである。

○当市においても平成 29 年度から総合事業を開始し、現在、介護予防訪問(通所)介護相当サービス提供を当

市の住民に対して行う事業所が82か所ある。そのうち、35事業所が他市町村に所在地があるが、みなし更新の期間終了に伴い、そのすべての事業所より指定更新を受け付けた。介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、基本的には全国一律の基準となっているはずなので、所在地の市町村にて指定を受けた場合、希望する近隣市町村でもサービス提供が行うことが出来るようになれば、事業所は申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、少数の利用者の市町村に対する申請忘れによるサービス提供不能などの事態を防ぐことができる。また、市町村においても、事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られると考えられる。

○市町村と事業所の負担軽減を図るという考え方は良いと思うが、手続き等の申請先が中核市に集中することから、ある程度の基準を定める必要があると考える。

○左記に記載されている通り、事業者は、サービスを受ける方が所在する自治体すべてに申請をする必要があることから、申請ミスや申請漏れが起きている。

○本市においても、市内外において通所75事業所訪問65事業所の指定申請を受け付けており、事務の負担が増加している。

○本県においても、総合事業の事業所の指定が原因での4月以降のサービスの請求エラーが数多く出ている。本県では特に原発避難者特例法による指定を受けている市町村があるため、より複雑化し、事業所や市町村でも混乱している状況である。少しでも事業所及び市町村の事務量を減らすことができる体制が必要。

○町村部においては、人員が少ないため、指定担当の職員を置けず、他の業務の傍ら、指定事務を行っている。当町においても、多量の書類の確認・管理を一人の職員が行う状況が生じており、指定事務の負担は大きい。職員の事務負担及び同一書類を多量に用意する事業所の手間を軽減するため、事務の簡略化・広域化が望まれる。

○当市においても、近隣自治体へいくつも指定申請を出される事業所があり、事務負担の大きさや申請洩れなどの不安が多かった。保険者としても広域的な受理・認定が可能になれば、事務負担が大きく軽減される。

○当市においても、平成29年度から総合事業を開始しており同様の支障事例が生じている。当市における指定事業所数に関しては、市内事業所数が56に対し、市外事業所数は53となっている。これは市町村の事務的負担の増加だけではなく、人材不足が大きな問題となっている事業所にとっても相当な負担であると考えられる。また、指定に係る必要書類及びサービス名称について他市町村間で異なっていることも事業所への負担を増大させている要因であると考えられる。よって、指定基準が同じである場合であって、希望する市町村において指定申請書を広域的に受理・認定を行うことに対して賛同する。今後の課題としては、各市町村によってサービス名称及び指定に係る必要書類も異なることから、統一に向けた整備を行っていく必要があると考えられる。

各府省からの第1次回答

介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務については、現行制度上、地方自治法に基づく協議会(地方自治法第252条の2の2)、事務の委託(地方自治法第252条の14)、事務の代替執行(地方自治法第252条の16の2)等の仕組みの活用を通じて申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案について、ご指摘のとおり、現行制度の運用により、申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことで、各市町村や事業所の負担軽減も実施できると考える。

そのため、事務を一括して行う際の基準及び指導監査の取り扱いについて、既に取り組んでいる自治体の例などを含め示していただきたい。

また、本制度について、積極的に周知するとともに、基準等を年内をめどに、県及び各市町村へ通知を行うなどの検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

所管省から「現行制度上可能」との回答があったが、活用事例等も含め、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 提案団体は、事務を一括して行う際の基準や指導監査の取扱いについて既に取り組んでいる自治体の例などを含め示すことや、回答内容について積極的に周知することを求めていることから、各都道府県・市町村に対する周知又は通知を今年中に行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の見解を踏まえ、事例に関する情報提供及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務等に関して一括で行うことができる地方自治法の仕組みに関する周知について、具体的な内容を検討の上、対応してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

70

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備交付金等の運用の改善

提案団体

守口市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。

具体的な支障事例

・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。
・平成 29 年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。
・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもへの受け入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成 30 年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市

○事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度（安心こども基金）と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図られた

い。

○本市においても、現在の実施設設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。

本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。

以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。

○整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。

そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。

内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とするべきと考える。

○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。

内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。

○理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなることから本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。

結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。

○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。

法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。

○本県においても同様の支障事例がある。

待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。

○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。

よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。

○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。

保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。

○近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、更なる繰越しが必要となるが、この繰越し手続きは非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。

また、見積り書や予算額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えること

もでき、後の事務手続きが簡易となる。

対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。

各府省からの第1次回答

現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。

各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができること、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園耐震化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい。(認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園耐震化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。)

事前協議については、年度内に複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2カ年事業で申請をする場合、1年目に工事着工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性が高い。

内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着工が可能となると考える。

上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【習志野市】

○前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会がもうけられているものの、内示後に事業着手となると、その後に実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。

市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこからの事業着手では厳しい状況に変わりはない。

さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。

このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。

【福島県】

回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【文部科学省】

現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。

各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。

また、30年度の認定こども園施設整備交付金の内示予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等について」(平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。

<平成30年度内示日(実績)>

- ・4年内示分:4月2日
- ・6年内示分:6月27日、(追加分:7月11日)
- ・8年内示分:8月17日

【厚生労働省】

現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。

各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。

また、30年度の保育所等整備交付金の内示予定については、「平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について」(平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については遅延なく予定どおりに行われているものと認識している。

<平成30年度内示日(実績)>

- ・4年内示分:4月2日
- ・6年内示分:6月8日
- ・8年内示分:8月10日

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

老人福祉に係る「基準省令」の早期公布

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。
また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。

具体的な支障事例

【地方分権の趣旨を反映できない】

介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。

このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。

しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも実施できない)。

このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。

【県民・事業者の不利益】

新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があった。

しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。

また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。

さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。

民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。

法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、芦屋市、岡山県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎市

○本市においても、地域の実情や政策課題を背景に、市の条例に独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、市民参加条例に基づき、十分な時間をかけ、関係機関などと検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布が遅れたために検討を重ねる時間が確保できず、「基準省令」を条例に落とし込む事務作業に注力せざるを得なかった。（条例の概要に係るパブリックコメントも実施できなかった。）

○創設された介護医療院は、市内の指定介護療養型医療施設の転換先の1つとして注目されており、市は、転換を検討している事業者に対して速やかに制度に関する情報提供をする必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できなかったほか、独自の基準などについて検討する時間が不十分なまま、条例の施行を迎えた。また、介護保険法施行規則（厚生労働省令）の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた市規則の改正が4月1日の施行であったため、十分な時間が確保できない事態となった。さらに、介護医療院を含めて全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知発出も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定を諦める事業者もあった。

○介護保険法施行規則（厚生労働省令）の公布が3月22日となり、条例、規則の改正が4月1日に間に合わない。

○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。

○新たな介護保険施設である介護医療院については速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があったが、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できない状況となった。また、介護保険法施行規則（厚生労働省令）や4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定届出期間を延長せざるをえなくなり、事業者への周知や事務対応に苦慮することとなった。

○条例等の制定や事業者への周知に十分な期間を確保できるようにしていただきたい。

○地域密着型サービス事業者・介護支援事業者・居宅介護支援事業者についても同様に条例改正にあたっての時間がなく、パブコメも実施できない。そのため、参酌基準について十分に検討できない。

○本市においても制度改正に伴う省令改正等の通知が遅くなっていることにより、事業所から苦情が出ているほか、当初からの加算取得をあきらめているケースはある。また、行政による様式の整備等も間に合わず、事業所にかなりの負担を強いている。

○4月1日施行の基準条例改正に当たり、2月議会提出のスケジュールからパブコメを行う時間的余裕がなく、基準省令とおりの条例制定を余儀なくされ、県として参酌基準について盛り込むことができなかった。また、4月1日からの新基準や介護報酬改定に係る告示、解釈通知の大幅な遅れにより、介護事業所等の加算算定に係る事務処理等に混乱を生じさせ、県への問い合わせも相次いだ。

○介護保険法施行規則（厚生労働省令）の公布が3月22日となったため、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。また、4月以降の介護報酬の告示やその解釈に係る通知が3月22日となったことから、介護サービス事業者の中には、4月からの新加算等の届出が間に合わなかったところも出ている。

○基準条例を制定、報酬改定に伴う届出を改正する場合は、基準条例の施行準備や事業者への周知期間を要するが、今回の平成30年度報酬改定に伴う基準条例改正の一部が4月1日施行に間に合わない事態や事業者への周知期間が十分にもてない状態であった。

○基準省令の内容を確認し、地域の実情に合わせた条例を制定するためには、内容の検討や周知期間の設定など十分な時間をかける必要がある。そのためには基準省令の早期公布が必須であるため、是非ご検討いただきたい。

○地域密着型サービス等に係る条例改正の議会手続き、法令審査、パブリックコメント募集等に関して時間を確保できず、事務処理を適正に行う上での影響は大きい。

○新介護保険法（平成29年6月2日公布）附則第16条において、第107条第1項の許可の手続きを施行日前においても行うことができると規定されているが、「基準省令」や「報酬告示」等の公布が遅れた結果、本市介

護療養型医療施設の運営法人は、基準等が不明確な介護医療院への転換でなく、介護療養型医療施設の更新を行わざるを得ない状況であった。(不要な書類作成及び不要な手数料徴収)本市としても条例の公布が遅れ、法人が十分検討できるだけの期間を確保できなかったため、附則で規定されている事項について、法人へ説明ができない状況があった。また、報酬告示やその解釈通知の公布が3月22日であったことから、介護サービス事業者等から、4月からの新加算等について十分な準備ができないという意見があった。

○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。

○神奈川県と同様の支障が本市でも生じている。また、介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設許可申請等に係る手数料を定める必要があったが、基準省令の交付が遅れた結果、市議会に諮る時間がなく、市長専決をせざるを得なくなった。

○条例改正が本県2月議会の閉会后となったことから、県条例を改正すべき一部規定が4月1日の改正法施行に間に合わなかった。6月県議会に再度条例改正案を提出するといった業務負担が生じている。

○条例の制定や改正を行うにあたり、根拠となる基準省令等の交付が遅れることで業務に支障が出る他、事業所やサービス利用者への影響も心配される。制度の理解や周知(市も事業所も)、運用や整備のため一定の経過措置期間が必要である。今期の事例では、条例制定の締め切りのほうが早かったため、省令が出る前に文章は推測で作成しなければならなかった。

○基準省令の改正については、公布前に原案の提供がされたため、これを基に条例改正等の事務を進めたが、事業者への周知期間は十分確保されたとは必ずしもいえないことから、早期の公布が望ましい。

○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったことで、市条例の改正が専決処分となった。

また、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示や解釈通知も3月22日となったことから、変更届やそれに伴う必要書類の市の様式の作成、事業所への周知、事業所による作成・提出、市での審査、国保連への伝送に至るまでを1月ですることとなり、実際に国保連請求について混乱が生じた。

○今回、「基準省令」の公布遅延により、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも短縮して実施)。新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対して、速やかに制度を周知する必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の対応策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になった。また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。

○基準省令の公布が遅れたため、条例改正等の事務が他の年度末の事務と重なり、業務量が膨大となった。また、省令改正に伴う新加算の算定内容等について、事業者への周知が遅れたため、書類提出期間が短くなり事業者側の混乱も招いた。

各府省からの第1次回答

介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえ決定することとされており、同審議会の意見を踏まえ、可能な限り早急に公布するよう努めているところである。

一方、今般の改正においてご指摘のような事態が生じたことを踏まえ、次期改定に向けては、より円滑な施行ができるよう、努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の基準省令の制定及び改正では、追加共同提案団体の支障事例にある通り、条例の改正等が4月1日に間に合わない地方公共団体や4月からの新加算の算定を諦めた事業者があるということであり、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ない。

介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえて決定するのであれば、社会保障審議会の開催スケジュールを見直し、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや経過措置を設定することで、十分な準備期間が確保できるよう検討していただきたい

また、新たな基準省令を制定する場合は、十分な準備や周知期間を確保できるよう、一定の経過措置期間を設定することを改めて求める。

なお、「より円滑な施行ができるよう努める。」との回答であったが、平成30年7月27日付けで改正された介護医療院の基準省令については、事前の情報もなく、改正されたことすら連絡がなかった。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【習志野市】

次期改正においては、早急な公布をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

次期改定における介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、自治体へ適切に情報提供を行うなど、より円滑な施行ができるよう努めてまいりたい。なお、今般の改定においても経過措置が必要な項目については、対応を行っているところである。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める

具体的な支障事例

【地方分権の趣旨を反映できない】

障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。

「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かしていない。

【県民・事業者の不利益】

制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。

しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。

【働き方改革への対応】

基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。

民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。

法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。

根拠法令等

児童福祉法、障害者総合支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋市、城陽市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中町、防府市、愛媛県、熊本

○省令改正に係るパブリックコメント関連資料が12月中旬に送付され、この時点で全体の概略が判明したが、省令改正案だけでは詳細が分からないため、制度の詳細な内容の理解及び市の基準条例改正に係る検討を暗中模索の中で行わざるを得なかった。

当然にして議会スケジュール等を勘案して、正規のパブリックコメントを実施する十分な期間もなく、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取に代えることで対応したが、地方分権の趣旨からして、また、市民参加の視点からしても苦肉の策であった。

省令改正の内容はもとより、新事業の内容や報酬について、事業者からの問い合わせも多く、対応に苦慮したが、国担当者に確認しても回答を得られない状態や詳細が不明なままの状態が3月末になっても続き、4月1日からの新規事業者指定に係る準備や周知が不十分となり、事業者、市民へ多大なる迷惑をかけた。

自治体の中には、事業者に対し、4月1日指定を事実上断ったところもあると聞いている。

そもそも、社会保障審議会の開催スケジュールが平成30年3月2日までに設定されていること自体無理がある。

法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を図っていただきたい。

○基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。

基準省令の公布が遅くなる分、市内事業所等への事前周知が遅くなり、事業所の新サービスの導入等を妨げとなる場合がある。

基準省令改正に伴う条例改正については議会の了承を得る必要があるが、議会に間に合わせるためには短時間で膨大な作業を完了させなければならなくなり、その対応に苦慮している。

○国による全国課長会議の開催が、例年3月初旬になり、その情報を事業所に周知するための説明会を開催しているが、大きな会場を予約するための確実な日程が必要ということで、いつも年度末ぎりぎりになる。そこからの対応となると現実的に4月からの運用は難しい。

早く交付できないのであれば、施行を1年先に延ばすことは出来ないのか。

○制度改正に伴う基準省令の公布が遅くなることにより、職員が内容を理解する時間が十分に確保できず、事業者からの問合せへの対応や十分な周知を行うことに苦慮している。結果として、事業者が新たな障害福祉サービスへの参入を躊躇するなど、本市の障害福祉サービス等の充実につながらず、制度改正の趣旨が活かされていない。

早期に公布することで、職員及び事業者が準備できる十分な期間を確保する必要がある。

○年度内に条例を改正する必要があることから、現在の障害児者福祉に係る基準省令の公布日では作業時間を十分に確保することができず、条例に地域の実情を反映させることが困難である。また、障害福祉サービス利用者はもとより、関係機関や事業者等への周知期間も確保することができず、制度の円滑な運用に不安がある。また、短期間に集中して作業を行う必要があることから、担当職員はその期間中、連続して長時間労働を行わざるを得ず、心身に多大な負担が生じているのが現状である。このことから、障害児者福祉に係る基準省令について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。

また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。

○制度改正などの施行にあたり、障害福祉サービス等利用者や関係機関、事業者等における十分な周知期間が確保できていない。

また、自治体においては、基準省令改正を受けた条例改正等の作業についても、十分な準備期間が確保されていない。

○「基準省令」の公布時期が遅いため、制度施行に併せて条例改正を行う際には議会提案によりやく間に合わせる程度の時間しかなく、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保できないため、地方分権の趣旨を実現することが困難な状況となっている。

また、障害福祉サービス等利用者や事業者等への十分な周知期間がなく、制度施行前には新サービスの指定情報提供ができなかった。結果として制度施行時から利用者が新サービスを利用できる機会を確保できていない状況となっている。

○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布され、内容によっては、「市町村判断」として地域の実情に応じた内容を検討する必要があるが、その時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かしていない。

事前の周知や十分な知識を習得する時間がないまま施行となるため、各事業所等からの問い合わせ対応に

追われた際、調査等に膨大な時間を割けざるを得なくなるため、長時間労働につながる。

条例の公布数が多数であった場合、短期間ですべてを網羅することは難しく、関係機関からの問い合わせに対して誤った対応をする原因となり、その後のトラブルにつながりかねない。

○神奈川県と同様に、障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。
○改正内容の詳細(Q&A等)について、市町村や事業所への情報提供次期が例年年度末頃になるため、新設された加算措置等への対応が間に合わないケースが多く見られる。

○平成30年度から児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が創設されたが、基準省令や支給決定に係る通知等の発出が遅れたため予算化ができなかった。

○制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。

しかし、抛りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。

また、関係する行政職員においては、基準省令改正を受けた条例改正作業等について、短期間に膨大な作業が発生し、長時間労働を余儀なくされている現状がある。

○H30.4.1～の法改正・報酬改定により当市でも対応に追われた。制度の変更内容の解釈の仕方に不安を抱いたり、関係機関との共通理解を図る点において苦慮した。そのため、市基幹相談センターや相談支援事業所と勉強会を行ったり、圏域ナビゲーションセンター主催の厚労省職員講師の研修会に参加した。

○平成30年4月から、放課後等デイサービスについて、新たに報酬区分が設定されたが、国から事前の事務連絡が送付されたのは2月であり、正式に基準省令が公布されたのは3月末である。あわせて、事業所の報酬区分の判定に関わる新たな指標が示されたが、スケジュール的に新指標による判定が困難な場合は、旧指標によるか市長が認める他の方法によるとされた。

本来であれば、地方分権の趣旨から本市の実情を踏まえた適切な判定手法を選択すべきであるが、十分な検討期間を確保できないため旧指標を用いたところ、利用者や事業者から、判定理由や報酬改定に対する多くのご意見や問い合わせなどを受けている状況である。

○基準省令改正を受けた県の事務作業においては、国が詳細な内容を示すタイミングが遅いため、当県においても、条例改正等短期間のうちに膨大な作業が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされている。

○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。

○当市も、基準省令改正に伴う条例改正については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間で膨大な作業を強いられている。また、規則や要綱改正のための整備省令などについての公布も遅いため、改正後、新年度(制度開始)までの期間があまりにも短く、制度周知が全くできない。

○基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。

○提案県の事例のとおり、条例改正を行うための作業期間が短く、十分な内容検討と事業者への周知が行えない。

また、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされている。

○【住民・事業者の不利益】

当団体においても、新年度に入ってから関連規程を修正する状況が生じている。また、運用方法等が判然とせず、サービスにつなげられず事業者等が苦慮している事例もある。(30年度の例では、就労定着支援等)

【働き方改革への対応】

3月下旬から4月上旬の短期間に、国及び都道府県の関連通知等のメール連絡だけで150件を超えており、関連部署は超過勤務で対応せざるを得ず、国が進める働き方改革に逆行する状況となっている。

○基準省令改正を受けた条例改正作業について、短時間に膨大な作業が発生し対応が困難なこと、また、事業所への周知期間等、必要な時間を十分確保する必要があることから、報酬改定に係る告示や通知の発出、基準省令の公布など、早期の対応を求める。

○本県も同様に、パブリックコメントや議会上程に十分な時間が確保できていない。

特にサービスの新設等の大きな改正については、基準に係る解釈や、報酬算定要件の明示がない限り、事前に事業の指定準備や周知を行うことができない。

○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、障害福祉サービス事業者等からの意見聴取を踏まえての地域の実情に応じた内容を検討する時間、また障害福祉サービス事業者等への周知に十分な時間が確保されておらず、円滑な事務処理に支障をきたしている。

そのため、障害児者福祉に係る「基準省令」については、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

○本市においても神奈川県と同じ状況において苦慮しており、条例制定(改正)に必要な事務処理期間及び市

民や事業者へ制度を周知する期間を確保できるよう、障害児者福祉に係る「基準省令」について早期に公布を行うことを求めます。

○働き方改革への対応

基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係職員は長時間勤務を余儀なくされており、働き方改革の取組にも大きく反している。

各府省からの第1次回答

基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっているところである。

一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している。

引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要がある」との回答について、地方公共団体においても、条例改正にあたり、内容の検討や確認に時間を要し、条例改正に向けた十分な時間の確保と制度改正の円滑な施行に向けた取組みが必要である。

「厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している」との回答について、そのような中においても追加共同提案団体の支障事例にあるとおり、パブリックコメント手続きを実施できなかった地方公共団体があるということは、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ず、周知の在り方についても見直していただきたい。

また、障害福祉サービスの報酬改定は3年毎に実施されており、今後も実施時期が確定しているのであれば、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや施行時期の見直し等、地方分権の趣旨を踏まえて国における検討・公布・施行のスケジュールを検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

基準省令改正の公布に先立って自治体に周知されている改正内容等では、その解釈や意図等の詳細が示されておらず、制度理解のために十分なものとはいえないため、基準省令の改正内容を条例に反映させることは困難である。

よって、早期の公布のみならず、制度の解釈等の詳細についても、早期に示されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっているところである。

一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、改正の前年の12月までに開催される障害福祉サービス等報酬改定検討チームの開催毎に、改定に係る論点等を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、公布に先立って改正内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。

引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んで

まいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除

提案団体

神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。

具体的な支障事例

法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながる。とともに、当該項目に係る書類確認、データ入力(平成 29 年度実績:48,473 件)の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。

※ 平成 29 年度実績は、県所管域のみの実績件数。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条第 1 項第 1 号、第 41 条第 1 項第 1 号、
第 45 条第 1 項第 1 号、
第 47 条第 1 項第 1 号、
第 48 条第 1 項第 1 号、
附則第 8 条第 1 項第 1 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市

○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながると思う。

○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。

○当市においては、平成 28 年 4 月 1 日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。

精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われます。

○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けることがある。

このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。

○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。

○当市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。

「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。

○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。

○窓口で相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。

申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。

○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。

精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一性障害の方への配慮の点からも性別の記載は廃止するべきと考える。

各府省からの第 1 次回答

申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、我々としては、そのような支障はないものと考えている。また、仮に検討する場合には、申請者から性同一性障害の方への配慮に欠けるとの指摘を受けていること、精神障害者保健福祉手帳については、既に性別の記載が廃止されていることを踏まえ、できる限り早期に検討結果を出していただきたい。については、まず検討時期や検討方法を明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなことなのか具体的に示していただき、性同一性障害の方に配慮した対応をお願いしたい。

【八王子市】

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証への性別記載については、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考えにくい。

精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところであり、自立支援医療費についても、申請者の精神的苦痛等の軽減を図るため、性別記載の早期の廃止を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、各地方公共団体の意見も踏まえ、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第 15 号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。

【制度改正による懸念点】

特段想定されない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

雇用保険関係様式に係る事務処理期間の短縮により、雇用保険受給者の利益に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号・第 15 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るため賛同する。

○公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保

陰法施行規則様式第 15 号)に係る公共職業訓練等の施設の長の氏名記載が求められていることについては、様式にサイズを合わせたゴム印の準備を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務では毎月ごと支給期日に間に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。○本県でも、当該証明は毎月各 100 件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のとおり氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながると思われる。○本県においても提案県と同様の状況であり、該当様式については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設の長の氏名の記載までは必要ないと思われる。○当県においても、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、訓練受講者のうち雇用保険受給資格者が多数に及ぶことから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると思われる。

各府省からの第 1 次回答

雇用保険法第 15 条第 3 項において、基本手当の受給資格者は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、4週間に1回ずつ直前の 28 日の各日について失業の認定を行うものとされている。一方、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者については、失業の認定を受けるために公共職業安定所に出頭することは訓練等の妨げともなり、また、訓練施設で受講している事実が確認できれば失業の状態にあることが明確であるので、施行規則第 21 条に定める届出(様式第 12 号)を速やかに行った上で、1か月に1回、直前の月に属する各日について、第 27 条に定める証明書(様式第 15 号)を提出することをもって失業の認定を受けることとされているものである。これらの届出については、適正な支給のために厳格に確認を行う必要があることから、訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

この提案の限りにおいては、訓練施設の長の証明の必要性を見直すように求めているわけではなく、証明者の記載を「職氏名」とされているものから「職名」のみに変更することにより、業務量の削減を通じた雇用保険受給者への迅速な雇用保険給付を実現しようとするものである。(提案の趣旨が正確に理解されておらず回答がすれ違っていると思われる。) 受講届・通所届等における訓練施設の長(証明者)について、「職氏名」とされていることを「職名」のみとするものの具体的な支障について説明がなく、特段、支障もないと想定されることから「職名」のみの記載とするよう、再度、検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】
公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第 15 号)については、適正な支給に資するため、都道府県が設置する職業能力開発校の長においても厳格に確認を行った上で公共職業訓練等の施設の長の職氏名欄に「公共職業訓練等の施設名」、「施設の長の職名」、「施設の長の氏名」及び公印の押印を行っており、本件はそのうちの「施設の長の氏名」の記載省略を求めたものであり、「施設の長の職名」により訓練施設の長の証明である旨の確認は十分であると思われる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
「訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である」との回答であるが、本件は訓練施設の長の証明そのものについて省略を求めているものではない。
改めて、様式のうち「施設の長の氏名」の記載を省略することについて検討すること。

各府省からの第 2 次回答

公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第 15 号)に係る職氏名記載欄については、御指摘を踏まえ、職業能力開発校等の施設長は「氏名」の記載を不要とするよう、本年度中に雇用保険法施行規則の改正を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇されるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。

また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正な文書管理の点で懸念がある。

【制度改正による懸念点】

特段想定されない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

雇用保険関係様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号・第 15 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。

○雇用保険関係様式に係る受給資格者関係の書類では個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を図っており、複数人による確認作業は基より施設による保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正な文書管理の点が懸念される。

○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。

○本県でも、当該証明は毎月各 100 件を下らず、提案県と同様に個人情報の取り扱いが躊躇されるところであり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考える。

○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。

○当県においても、雇用保険関係様式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要のある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

雇用保険法施行規則様式第 12 号・様式第 15 号については、公共職業訓練施設の長の証明欄を設けているところであるが、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のように、受講届・通所届、受講証明書へ証明欄が設けられておりながら、証明事務に伴う添付書類の徴収等については、特に根拠規定がない。

また、通所届にいたっては、証明内容に交通機関でしか証明できないような内容も含まれている。

証明事務に伴う添付書類は、職業能力開発校の長を経由せず公共職業安定所長が直接受け付けたとしても雇用保険受給資格者の利益に反する理由が認められない。

こうしたことから、訓練施設の長が証明すべき内容を十分精査をしたうえで、高度な個人情報が含まれる書類等を取扱う根拠など、この事務を実施するに際しての根拠や基準を明確化するとともに、回答において具体的な明確化の方法をお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。

各府省からの第 2 次回答

御指摘を踏まえ、証明事務に関する根拠等の明確化を行う。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に言い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認すべきである。

【制度改正による懸念点】

単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化されることにより、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、事務処理期間の短縮が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第12号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。

○通所に関する証明事務については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃額等を申請するものとされており、公共職業訓練を受講する場合は、公共職業能力開発校の長が通所に関する事項の証明をしているが、同様に公共職業安定所長より証明内容の修正指示等を受けることがあり、最終確認を公共職業安定所で行っていることから雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。

○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。

○施設内訓練、委託訓練ともに、入校時に受講届・通所届として提出する場合と実習等による通所方法変更時に提出する場合がある。後者は提出件数が多く大きな事務負担となっており、本提案に賛同したい。

○本県でも当該証明は毎月100件を下らず、通所に係る距離および運賃確認の業務は大きな負担となっている。

○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。

○公共職業訓練等通所届に係る証明事務については、証明方法等について明確な根拠等が明示されないにも関わらず、証明した内容について公共職業安定所長から修正指示等を受けることがあることから、その修正について相応の事務負担が生じている。通所に関する事項については「裁量の余地のない確認的行為」であり、その事項の証明については雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、手続きの流れや方法が合理化されることにより、事務処理の適正化や都道府県の事務処理負担軽減が図られるだけでなく、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

各府省からの第1次回答

御指摘の通所に関する事項の届出は、通所手当の計算に不可欠であるが、その通所経路等については、（訓練実施場所の変更がある場合等も含めて）当該訓練施設しか的確に把握できないため、訓練施設の長の証明を求めているものである。

この届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる上、受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる。

なお、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、「通所経路等については、当該訓練施設しか的確に把握できない」との指摘であるが、訓練施設の長の証明の内容にかかわらず、出発地、目的地等に基づいて、公共職業安定所長が認定した経路により、手当が支給されている現状では、経路についての職業能力開発校の長の証明は不要である。

次に「届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる」との指摘については、通所経路の認定に必要なのは、日付、出発地、目的地等の情報であり、これらは、受講証明書の備考でも記載ができ、かつ、受講証明書の証明は行うのであるから、訓練施設の長の証明もできる。（現に、訓練場所の変更については、通所届の備考欄に目的地・住所を記載している。）

そのため、受講証明書に付加する形により訓練場所の変更等を訓練施設の長が証明することとし、通所届における訓練施設の長の証明を廃止することとしても、支障が生じることは想定できない。

また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる」との指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所長が通所届を直接受け付けるに当たり、敢えて出頭を求める必要はないと思われ、郵送等による方法をとれば良いと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

通所経路等についての的確な把握は公共職業安定所長でも行える確認行為であると考えられる。また、受給資格者が公共職業安定所に本届出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できなくなるほどの業務と位置づけているのであればなおさら証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の負担軽減や適正化を図ることが必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。

各府省からの第2次回答

公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)について、訓練実施場所は当該訓練等施設しか適格に把握できないため、施設長の証明を求めているものである。

このため、厚生労働省としては、同様式3(2)区間(最終目的地)のみを証明して頂ければよいと考えており、今後、様式変更等により、その旨を明確化していきたいと考えている。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

101

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定

提案団体

秋田県、宮城県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。

具体的な支障事例

これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。

今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。

①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。

②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。

従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。
- ②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 123 号)第 53 条第 1 項及び第 56 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県

○市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれも少ない。

○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42/62市町村にとどまっている。

県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。

○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。

○県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。

かつ、処置件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民税が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。

○番号法により「所得区分の確認」を市町において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町村に移譲することが必要であるが、市町との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、まずは厚生労働省において検討を行うべきと考える。

【厚生労働省】

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する経路事務であることから、権限の一部を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができ、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体は、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナンバーの活用を求めているが、マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的

外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

厚生労働省が所管する自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であり、内閣府として回答可能な事項なし。

【厚生労働省】

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請書の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける各地方公共団体の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて

提案団体

大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。

対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。

この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。

しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。

実態として、大阪府では、平成 27～30 年の認定事務 97 件のうち、17 件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。

当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第 31 条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、山口市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市

○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。
○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。
○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考えます。

各府省からの第1次回答

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。

【全国市長会】

所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。

各府省からの第2次回答

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する

具体的な支障事例

大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成 27 年 4 月 1 日時点)で保育所数が 1,101 園に対し、認定こども園数が 287 園(うち幼保連携型 259 園)であったが、平成 29 年 4 月 1 日現在で、保育所数 984 園に対し、認定こども園数が 505 園(うち幼保連携型 434 園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。

財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。

すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼保連携型認定こども園への移行を希望する事業者の負担が軽減されるだけでなく、添付書類が簡素化されることで書類検索に要する時間が短縮されることで速やかな移行が期待されるため、新たな認定こども園化の推進にもつながり、更には地域における子育て機能の充実により、地域の特定教育・保育サービスに対する利用者ニーズに迅速に応えることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日厚生労働省雇児発第 0417001 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、福島県、横浜市、山口市、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井

○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。

○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建設当時の書類を捜索することに多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育的な性質を引き続き有することから簡略化をお願いしたい。

○認定こども園への移行を希望する事業者の事務負担が大きい。

○本市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が31園(うち幼保連携型21園)であったが、平成29年4月1日現在で、認定こども園数が50園(うち幼保連携型32園)と保育所等から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設する際にはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入れをしており、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者、本市とも事務手続きに時間がかかっているため改善が求められる。

○提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、書類作成等を簡素化していただきたい。

○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要であり、その書類の量は膨大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を促進していることから、可能な限りの書類の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、案件により求められる内容が異なり、添付資料として必要な平面図や交付決定通知書等よりも膨大な量の資料を求められることが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただくか、保育所等から認定こども園に移行する場合においては、平面図と交付決定通知書等のみとされたい。

○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について(平成20年4月17日 雇児発第0417001号)」のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」1(4)に当たり、厚生労働大臣等の承認を必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出でよい等、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市では、平成27年4月1日の新制度施行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における事務が煩雑であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等を必要としている。

現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参

考資料の添付にご協力いただきたいと思います。

なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から検討を行うことも考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行するにあたって、支給認定された保育の必要な子どもを預かるといふ、目的が類似する施設種別の移行であることに加え、幼保連携型認定こども園化の推進は、子ども・子育て支援新制度における「地域における子育て機能の充実」、「利用者ニーズへの迅速な対応」といった施策的な要素も有していることから、「必要最低限」とする資料の考え方について御再考いただきたい。

本提案はあくまで添付資料の省略の認容を求めているが、仮に添付書類の簡素化が認められない場合であったとしても、特に改修等を伴わない転用の場合においては、補助の内容を確認するための書類として、現行認められている決算書のほか、建築年月日や図面等については、法務局から容易に取得可能な家屋等の登記簿謄本の添付で代替可とし、写真については不要とするなど、より柔軟に対応することを可能としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

そもそも保育所としての機能を幼保連携型認定こども園は併せ持っており、引き続いて教育・保育を提供していくものでもあるので、財産処分を不要としていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）等を必要としている。

現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参考資料の添付にご協力いただきたいと思います。

なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から添付を省略することを検討する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

113

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

処遇改善等加算の認定権限の移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。

具体的な支障事例

処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。

しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。

また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との遣り取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。

更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。

根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山口市、京都府、池田市、愛媛県

○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。

○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。

○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。

認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。

○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととしていた。

そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号）を改正し、認定権限を移譲したところである。

指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱという新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要性が生じていること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考えます。

なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。

また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただいたことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。

なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町から賛同が得られたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるように、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定権者としている。

提案団体管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。

全国市長会からいただいている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し

提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。
※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。

具体的な支障事例

大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおおよぼ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。
研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。
- 研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。

根拠法令等

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須崎市、山口市、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市

○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。については、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると

考える。

○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。

○本市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。

○県に対して本市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。

○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。

○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。

○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。

○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。

○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直していただきたい。

○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。

○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。

○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。

○本市においても代替保育等の確保が困難なため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。

○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。

○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。

○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。

○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。

○対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。

各府省からの第1次回答

保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。

研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされているところ。

「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等(以下「通信制等」という。)による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ。現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。

各府省からの第2次回答

一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。

平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに関しては否定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式」において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに際して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。

当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童養護施設の保育士配置基準の緩和

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。

具体的な支障事例

近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成 29 年 10 月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は 2.64 であり、求める人数の半分の希望者もない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増えれば、この課題に対する解消に繋がるものと考えます。
また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待される。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令 63 号)第 42 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、北九州市、大分県

○①支障事例について

児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。

②地域における課題等について

児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。

保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わりのある大学等に対し、就職先としてのあっせんを依頼しているが、各大学等卒業生のうち1名程度しか児童養護施設に就職してい

ない。

幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある職場であることをPRすることも必要である。

○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。

女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦勞している。

○支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設における職員（保育士）の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉（社会的養護関係）を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認められる。

○平成29年度において、県内1カ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケアの実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員（保育士や児童指導員）の確保ができず実施を延期した事例があった。

各府省からの第1次回答

保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に従事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの履修が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直ちに保育士と同様の役割を十分果たし得ると言うことはできないが、ご提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見等を踏まえながら、慎重に検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童養護施設では保育士及び児童指導員の有資格者の確保に苦慮しており、人員確保は大きな課題である。本県を含め、賛同している自治体の中には、保育士を含めた直接処遇職員の確保ができないために、例えば定員に空きがあっても入所受入れができない等、深刻な支障事例が出ており、現場は待ったなしの状態である。

厚生労働省からの回答に「関係団体等の意見等を踏まえながら」とあるが、当県の児童養護施設側からも「幼稚園教諭でも役割を十分に果たすことができるので、幼稚園教諭を配置できるようにしてほしい。」との話が多数出ており、自治体や施設（現場）側の意向把握はできているので、喫緊の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 保育所及び認定こども園では、保育士の配置基準の弾力化により、幼稚園教諭を保育士とみなすことが認められており、児童養護施設においても幼稚園教諭は役割を十分に果たすことができるという現場の声を踏まえても、同様の弾力化を図り、人材の有効活用を認めるべきではないか。

○ 児童指導員の資格要件には、小学校、中学校、高等学校等の教諭資格が含まれているが、これらの資格保有者と同様、幼稚園教諭の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないか。

各府省からの第2次回答

平成28年改正児童福祉法に基づく「家庭養育優先原則」を進める中で、児童養護施設等については、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このような中、施設職員の要件緩和については慎重な意見があり、幼稚園教諭の免許状を保有する者を保育士の代わりとすることは、引き続き慎重な検討が必要である。

一方で、人材確保については、喫緊の課題となっていることから、職員の専門性の向上や施設の高機能化に考慮しつつ、施設の職員配置における幼稚園教諭の免許状を有する者の配置について、どのような対応が可能か検討を進めてまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

具体的な支障事例

社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。

施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。

施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。

根拠法令等

社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市

○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設監査（一般監査））のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。

施設監査（一般監査）と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の対応者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。

特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査（一般監査）の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査（一般監査）と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。

○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。

○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。

○ 監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。

○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。

施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とまらない状況となっている。

○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。

なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。

○提案に賛同する。

本県では、老人福祉施設、障害者支援施設（自治事務）については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ（保護施設（法定受託事務）については、従前のとおり変更なし）。

その一方で、児童福祉施設（自治事務）については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。

○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。

また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。

○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい

各府省からの第1次回答

○ 老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考えます。

○ 障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者（利用者）の支援（個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防災対策等）が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との理由をもって施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも

招きかねないことから不適切であると考え。

○ 保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。

また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。

このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。

○ 保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できる体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、基本的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化ということのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。

○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。

実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。

そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。

○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。

○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。

○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。

○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考える。

また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考え。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考え。

○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。

これにより、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、不適切であると考え。

○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。

また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。

このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。

○保護施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところであり、既に実態に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、適切ではない。

○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。

実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。

そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 29 条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行の生活保護法第 29 条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。
地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。

具体的な支障事例

当市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるのかどうかも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第 29 条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター(香川県高松市)へ照会回答事務が集約されており、回答が届くまで時間を要し大変不便をきたしている。
また、今般の年金受給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せずに年金を遡及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る頃には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。
一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第 20 条の 11 に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第 29 条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○最寄りの年金事務所でも調査できることにより、これまで照会・回答にかかった時間や 78 条徴収金の事務処理で費やしてきた時間を大幅に短縮できる。
○29 条調査で年金受給に関する全ての事項ができることにより、被保護者の年金受給権の可否、年金額や受け取り見込額、年金受け取り月日、納付期間で浮いたデータへの発見等ができると考えられ、年金に係る不正受給対策に寄与する。

根拠法令等

○生活保護法第 29 条及び第 29 条第 2 項、
○「日本年金機構における生活保護法第 29 条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成 29 年 3 月 3 日付け保護課保護係長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、石岡市、ひたちなか市、所沢市、大和市、福井市、岐阜市、多治見市、山口市、田原市、城陽市、大阪市、堺市、八尾市、西宮市、出雲市、熊本市

○直接、最寄りの年金事務所に赴き、窓口で調査依頼をすることがあるが、繁忙期や調査対象者が多いと、対応を断られるときがある。相談の予約をしても数週間先になることもあり、迅速な処理に支障を来している。

○生活保護受給者の年金収入の有無等については、事務手続きが簡素でないことや、速やかに状況を把握できないことから、裁定請求が遅れ、結果的に法第 63 条による費用返還額や法第 78 条による費用徴収額が、高額となってしまうことが多い。

○年金受給開始の申告が無く、後の課税調査等で年金の受給が発覚し、結果保護費の不正受給が発見されたケースが複数件ある。個別に年金事務所に文書照会を行ったとしても、日本年金機構中央年金センターにて照会を行うよう案内されるような状態であり、日本年金機構中央年金センターへの照会では、照会文書発送日から回答受領日までおよそ1か月程度要するのが現状である。要保護者から保護申請を受けた際にも、申請日当日に調査文書を送ったとしても、法定期限である14日以内に当該調査の回答が得られないのが現状である。

○現在、生活保護法第 29 条に基づき、日本年金機構へ文書による照会を実施する際に、回答を得られるまでに約 3 週間を要している。また、早急に年金情報が必要な場合等は、地区担当員が年金事務所へ外向き調査を行うが、その際に、事前に本人に調査目的を説明し、委任状に記入・捺印してもらう必要があるため、事務処理に時間が掛かっている。生活保護担当職員に調査権限が付与されれば、それらに掛かる時間が削減され、不正受給の早期発見・早期対応が可能となるため、必要な権限であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

生活保護法第 29 条に基づく調査に係る回答事務については、照会件数が多く、照会事項が定例のものであることから、日本年金機構における照会回答に関する業務の効率化の観点から、平成 29 年 4 月 1 日より香川県高松市の日本年金機構中央年金センター（以下「高松集約センター」という。）へ集約化している。集約化前は、年金事務所において照会回答の業務を行っていたが、専門の部署がなく体制も整っていなかったため、回答送付までの期間のばらつきがあったほか、一定の時間を要する場合もあった。一方で、集約化後は、体制を整え1箇所での照会回答業務を行っているため、現在では特段の事情がなければ概ね1週間～10日程度で回答を送付している。

ご提案のように、最寄りの年金事務所で照会回答の業務を行うことは、従前の取扱いに戻すことであるが、これにより必ずしも回答が早くなるとは限らないと考えている（なお、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所に照会いただくことも可能である。）。

また、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求できるようにするための方策として、現時点で実施時期は未定であるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した日本年金機構との円滑な情報共有の方策について、取り組みを進めていくことが必要である。

なお、受給資格期間短縮に伴う対応については、「年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護部局と国民年金担当部局との連携について」（平成 29 年 3 月 16 日社援保発 0316 第 1 号・年管管発 0316 第 4 号）等により、保護の実施機関等の生活保護担当部局と市区町村国民年金担当課等の国民年金担当部局、日本年金機構・年金事務所が、連携して取り組む方策を行っている。この一環として、高松集約センターへ照会をせずとも、市区町村の国民年金担当部局に照会することで保護の実施機関が被保護者の請求状況等を把握することを可能とする特別な対応をしていた。この趣旨は、受給資格期間短縮の施行日に一度に約 70 万人以上の年金の新規裁定者が発生するが、この中に一定程度存在すると考えられる被保護者について、照会を高松集約センターで受けると、回答が大幅に遅れることが懸念されたためである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1 次回答では、照会回答における業務を日本年金機構中央年金センターへ集約を図ったことにより、特段な事情がなければ概ね1週間から 10 日程度で回答を送付しているとされているが、今年度における本市の事例では、現在のところ 10 日程度で回答を得られたものは 150 件中 1 件で、それ以外は 3 週間を超える期間を要し事務処理に支障を来しています。

また、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所への照会も可能とあるが、本市においては、年金受給資格情報について緊急に回答を得たいため年金事務所へ照会

したところ、平成 29 年 3 月 3 日付保護係長事務連絡の通知を根拠に受け付けてもらえず、結果、中央年金センターへ照会することになり受給資格確認に時間を要し事務処理に支障を来たした事例があります。上記のとおり実態は 1 次回答と異なっています。そのため生活保護法 29 条の趣旨が実現できるよう生活保護担当職員が年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できるような調査権を求めます。または 1 次回答の記載どおりとなるよう、中央年金センターからの迅速な回答や、業務上緊急な場合は年金事務所でも照会に応じていただけるよう、措置を講じていただきたいと思います。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

照会回答に関する業務の集約化により改善されているとされているが、年金事務所へ照会していた時より大幅に回答期限が経過した後に回答内容が送付されることがあるので、回答期限を確認のうえ事務処理をお願いしたい。

また、平成 30 年 3 月 26 日の開始予定であった情報提供ネットワークシステムを使った日本年金機構との連携について、早期連携を望む。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

高松集約センターにおいては、生活保護法第 29 条に基づく照会への回答事務が比較的多くなる 5 月下旬から 8 月にかけて体制強化を行うなどの工夫も行い、一年を通して高松集約センターへの照会の到着から回答発送までの期間を概ね平均 10 日程度としているところであり、人員体制等の工夫により、この水準を維持向上できるよう努めてまいりたい。

また、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合に、年金事務所において受け付けなかった事例があることについては、高松への照会回答業務の集約に際して、業務上緊急に照会を行い早急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所に照会いただくことも可能であることを各年金事務所に周知しているところであり、いただいたご指摘を踏まえ、再度の周知徹底を図りたいと考えている。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携については、現時点で開始時期は未定であるが、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に対する年金関係の情報連携の抑止について」(平成 30 年 3 月 22 日事務連絡)において示された課題の解決後、可能な限り速やかに開始したいと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。

具体的な支障事例

【現状】

人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。

上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。

【支障事例】

移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交流人口の増加による地域の活性及び移住・定住のきっかけづくりによる移住等の推進、地域団体組織の地域づくり活動による地域力の活性・向上に加え、地域内に存在する空き家等の活用による危険空き家等の発生抑制による地域の安心安全の確保が期待できる。

根拠法令等

・旅館業法第2条、第3条
・平成28年3月31日付 厚生労働省生活衛生課長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、栃木市、岐阜県、岡山県

○移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

については移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。

○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、移住の希望を明確に示していない段階での短期移住を提供する施策を行うことが難しい。

○H28.3.31 厚労省生活衛生課長通知では、空き家物件の短期居住に当たって、当該市町村への移住希望の意思がある者が、必ずしも当該施設自体を購入又は長期賃借しない場合には、旅館業法の適用外とならないため。

○移住希望地での生活体験を行う、お試し住宅事業については、営利目的ではなく、移住希望地域での生活を体験することを目的としている。

しかし、旅館業法の適用を受ける場合、施設整備などの問題で、実施が難しく、事業実施が困難となる。

また、市町村は旅館業法の適用を受けないように、宿泊料を徴収しない等の対応を行っており、光熱費等も市町村側の負担となり、財政的負担を考へても移住希望地域での空き家を活用した生活体験事業の実施が難しくなっている。

○当県では、宿泊施設においては一定の衛生水準を確保する必要があることから、現行の運用で良いと考えている。

ただし、旅館業法の適用除外を広げた場合でも、衛生水準が確保される方策があれば支障ないと考える。

○本市の中山間地域では、地域団体が、適用除外として示された「売買又は賃貸を前提とした空き家物件への短期居住」ではなく、継続的な短期お試し住宅の設置を検討している。

移住希望者の多くは地域内での短期お試し居住を求めているが、継続的な運営には必要最小限の経費徴収が必要であり、現状では積極的に実施することが難しい状況にある。

移住希望者が地域内の施設に短期居住する場合も同様に旅館業法の適用除外となることにより、地域住民による主体的な移住者支援が促進され、結果として移住者の増加、空き家等の活用による危険空き家の抑制など、地域力の向上に繋がる。

○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。

しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。

各府省からの第1次回答

ご提案の事案は、「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認できず、旅館業法の適用除外であると判断できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

移住体験住宅は、本町への移住希望者又は本町を居住候補地とする者など、特定の意思表示をする者が居住地選択の最終判断のための生活体験に利用できる施設として運営するもので、利用者資格・要件に一定の制約(①町外に住民登録がある夫婦、親子等の家族で、町内に移住を希望している者②既に、転勤や婚姻等を理由にする町内への「転入が決定している者でないこと。)を設けることで、余暇を過ごす旅行者など不特定多数の者が利用しないことは、町において確認可能である。

また、移住体験住宅の利用において、同一人又は同一世帯一回限りという利用制約を設けることにより、反復継続した利用を排除することは可能であり、旅館業法の適用除外としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(生食衛発0331第2号平成28年3月31日)においては、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないことが担保されている場合に旅館業法の適用除外とすることを定めている。

ご提案のような「移住希望者」という制限では、不特定性が排除されないため、「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認できず、旅館業法の適用除外であると判断できない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続

提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。

住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。

【支障事例】

他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。

実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。

根拠法令等

・介護保険法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、米沢市、石岡市、山形市、田原市、芦屋市、出雲市、高松市

○本市では、地域密着型サービスの入居系サービスでも地域の实情から介護保険法第78条の2第4項第4号の協議に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスであることをもって入居・入所系事業所の適用外とする必要はなく、他の住所地特例と同様の取扱いとするべきであるとする。

○地域密着型サービスを住所地特例の対象とすることは「住み慣れた地域で暮らし続ける」という地域包括ケアシステムの理念には馴染みにくいものの、提案団体からの提案と同様の事例が全国的に散見され、結果として不公平な費用負担となっていることから、制度改正が求められる。

○本市でも複合高齢者施設で同様の問題が生じている。

○特定施設（サービス付高齢者住宅）から、認知症の進行に応じてグループホームを経由して介護福祉施設（特別養護老人ホーム）へ移るケースも想定される。サ高住から直接特養に入った場合は住所地特例者であるが、グループホームを経由するとその時点で施設所在市町村被保険者となり、更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険者となり、施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから、住所地特例施設として整理するのが望ましい。

各府省からの第1次回答

介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で要介護者の日常生活を支えることが特に重要なサービスを「地域密着型サービス」と定め、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としている。

認知症グループホームでは、認知症の特性に配慮し、家庭的な環境の下、住み慣れた地域において、地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。

したがって、認知症グループホームを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては、困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、住所地特例により特定施設（ケアハウス等）に入所していた者がその施設と同一市町に所在する認知症グループホームを利用する場合を前提としており、認知症グループホームの一般的な市町村域を越えた利用の場合とは異なる。

かつては別の市町に住んでいた者が特定施設等に転居し、年月の経過とともに施設所在市町が住み慣れた地域となり、当該市町の認知症グループホームでサービス提供を受けることは、地域密着型サービスの趣旨に合致すると考える。

本提案は、あくまで費用の公平な負担の観点から、住所地特例を適用していた者を、引き続き被保険者とできるようにするための提案であって、認知症グループホームを「市町村域を越えた利用を前提としたサービス」に位置付けようとするものではない。

現行制度では、特定施設等から同一市町内の認知症グループホームへ移る場合、市町間の同意による区域外指定が成立すれば元の被保険者のまま利用できるが、この同意に対する各市町の考え方は様々で、現実として「同意による他市町の利用を認めていない」、「隣接市町しか利用を認めていない」等の考え方により、同意が成立しないという支障が発生している。

認知症グループホームは、地域密着型サービスと位置づけられているが、現在の提案町の実態は、住所地特例が適用される入所施設の機能を補完しており、在宅復帰していないにもかかわらず住所地特例が継続できないのは不合理であり、所在地の市町が費用を負担しなければならないのは市町間の公平性を欠く。

介護保険施設等の所在する市町に給付費の負担が偏らないようにする住所地特例の趣旨を踏まえて、是正措置を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- この提案に対して、全国町村会は「提案団体の意見を十分に尊重されたい。」と、全国市長会は「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、個別の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に立ち入って検討するべきではないか。
- 認知症状が徐々に進行し、その進行に伴い要介護度が重度化する過程で、認知症高齢者グループホームを経由すると、その後の介護給付費は現住所の市町村が負担することになる。このような現行制度のままでは、介護保険施設が多く存在する市町村の介護費用の財政負担を軽減することを目的に設けた住所地特例の趣旨に反して、結果として財政負担が増加する仕組みになっているのではないか。
- 上記のとおり、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームを経由して住所地特例対象施設へ移転するサービス利用の流れを想定して、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合に限って、検討することは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

住民に対する介護保険サービスの提供は基本的にその自治体が行うところ、特別養護老人ホーム等の大規模施設については、整備に時間を要することから、やむを得ず他の自治体の施設に入るケースがあり、住所地特例制度は、このような場合の自治体間の給付費負担の調整を行う特例として設けている。

地域密着型サービスについては、認知症高齢者や独居高齢者が増加する中で、平成17年の介護保険法改正において、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括ケア体制の整備を進める一環として、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう創設されたサービスである。これは、そもそも身近な市町村の単位で提供されることが適当なサービスであり、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして構成していることを踏まえ、特例の対象外としている。

住所地特例対象施設を退所後、地域密着型サービスを引き続き住所地特例対象施設のある自治体で受ける場合については、元の自治体の立場としては、元の自治体にある自宅等に住所を戻し、長年住み慣れた元の地域でサービスを受けることが可能であるにもかかわらず、利用者が現在の住所地でなじみの関係もでき、現在地でのサービスを受けることを判断したのであるから、元の自治体が費用負担を負う理屈はないと考えるのではないかと思料する。また、地域密着型サービスの利用者の自治体を越えた転居の場合との整合性も図る必要がある。

ご提案の内容は、個別のケースだけではなく、住所地特例制度そのもののあり方にも関係する内容であり、自治体間の負担調整という性格上、要望団体以外の自治体からの異論が出ることも想定される。

また、仮に住所地特例対象施設から認知症グループホーム等を経由し、引き続き別の住所地特例対象施設に入所した場合に、後半の施設について住所地特例を再度適用させるというご指摘については、保険者の在り方が不安定になるうえ、事務手続の煩雑さを考慮すると適当ではない。

なお、区域外指定については、新しく広域的に市町村間でグループホームの設置や整理を融通し合う際に、あらかじめ合意をとっておくこと等により、このような費用負担の問題を避けられる効果はあると考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化

提案団体

兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。

減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。

【支障事例】

介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。

平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部等における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。

根拠法令等

・国有財産特別措置法第3条

・社会福祉法第2条

・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、練馬区、川崎市、田原市

○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。

看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。

各府省からの第1次回答

財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。

例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第3条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されております。

介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、ご指摘のとおり、特措法第3条第1項1号ロ「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

また、「介護老人保健施設」につきましても、特措法同条に規定する「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。

なお、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設」であれば、減額貸付の対象となります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に組み合わせることによって医療ニーズの高い利用者の在宅介護・療養生活を包括的に支えるサービスである。後期高齢者の増加に伴い、看護と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者に対応するために有効なサービスと考えている。

しかし、現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護のみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービスの提供を目指す方向に相反する。

低所得者が第二種社会福祉事業（無料低額介護老人保健施設利用事業）を実施する介護老人保健施設を利用する場合、利用者負担減免分が施設側負担となる。一方で、低所得者が第二種社会福祉事業を実施しない介護老人保健施設を利用する場合であっても、介護保険制度（補足給付）及び生活保護制度（介護扶助）により介護老人保健施設を利用する場合は、利用者には負担軽減（生活保護受給者は実質負担なし（多床室の場合））、施設側には負担軽減相当額の給付がなされることにより、利用可能である。この点からも、第二種社会福祉事業の実施の有無により取扱いを異にするのは不合理である。

国を挙げて「一億総活躍社会の実現」「介護離職ゼロ」を目指す中、在宅介護・療養生活を支える施設・事業所の整備は急務であり、上記2施設についても依然としてニーズは高いことから、財政法第9条及び国有財産特措法第3条に基づく減額貸付の対象とするように、関係法令を改正いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と支援事業に掲げられている小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスであり、提供されるサービスは共通のものが多く、利用者層もほぼ同じである。

平成30年8月3日開催の関係府省ヒアリングによると、減額に係る国の解釈は、減額対象である福祉制度の事業に、対象外である医療制度の事業が付加された場合、全体としては減額対象外になるということ論拠としていたが、対象事業が包含される事業が、他事業が付加されていることのみをもって対象外になるという結論

は、「介護離職ゼロ」の実現に向け介護施設整備を促進するという、減額貸付制度の趣旨にも反するものと思料する。

看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各区市町村がこれに呼応して整備に取り組んでいるにも関わらず、当該法解釈のみをもって減額の対象外とすることに合理性を見いだせない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るもののみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービス提供を目指す方向に相反する仕組みとなっているのではないか。

○ 看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係る部分に相当する面積を減額貸付けの対象とすることが可能と解されるのであれば、対象とする要件を含め、通知で明確にすべきではないか。

○ 平成 27 年 12 月 21 日付け財理第 4997 号「介護保険整備に係る国有地の有効活用について」の通達において、「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設」の範囲について、通達上より明確にする必要があるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

財政法第 9 条第 1 項は、国の財産は法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないと規定しており、この場合の適正な対価とは、時価を意味するものと解されています。したがって、時価を徴しない減額貸付は、法律に根拠がある場合に限り認められているところです。この例外規定として、国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）第 3 条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されております。

介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせ提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、これまで、特措法第 3 条第 1 項一号ロ「社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉事業施設」という。）」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難と整理してまいりました。

これは、小規模多機能型居宅介護事業は、社会福祉事業施設に該当し、減額貸付の対象となる一方で、訪問看護は該当せず、また看護小規模多機能型居宅介護は複合型サービスであるため、施設全体について明確に減額貸付部分と時価貸付部分を線引きすることが困難であったとの理由からです。

今回のご提案を受け、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものについて、社会福祉事業施設に該当するものとして減額の対象となりうるか改めて検討してまいります。

また、介護老人保健施設につきましては、社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業」に該当する場合、減額貸付の対象となります。当該事業については、事業対象者が取扱入所者数の 10% 以上であること、通所介護又は通所リハビリテーション事業を実施すること、家族相談室等を設け相談員を設置すること等の厚生労働省が示している全ての基準を満たすことが要件とされています。

なお、当該基準については、社援発第 1277 号老発第 275 号平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知で周知しているところですが、今回のご提案を受け、地方公共団体等に対する周知方法について改めて検討してまいります。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

180

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。

具体的な支障事例

療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づくと、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。

このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。

兵庫県では、平成 31 年 4 月に、明石市(平成 30 年 4 月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任をもって適切に対応できる。

根拠法令等

療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、京都府

○児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

各府省からの第1次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言（ガイドライン）として「療育手帳制度について」（昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。現在でも、この要綱の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市（中核市）が療育手帳の判定と交付を合わせて行うことは可能であり、提案内容は実現していると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本来、児童相談所を設置する中核市においては、療育手帳の判定から交付まで一貫して行うことが市民サービスの向上や事務効率化に資すると考えられ、また、指定都市と異なる取扱いとなることは適切でない。よって、事務処理の特例という扱いではなく、制度における対応が必要と考える。

地方自治法第252条の17の2第1項で定める条例による事務処理特例の範囲となる都道府県事務については、法令、条例又は規則等に基づく都道府県知事の権限に属する事務について、条例又は当該条例の委任に基づく規則で定めた場合、市町村の長が管理し及び執行することが可能となるが、本県では療育手帳制度について、次官通知と同日に発出された「療育手帳制度の実施について」（昭和48年厚生省児童家庭局長通知）第7の4に基づき、条例又は規則ではなく、実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、運用しており、厚生労働省が促す事務処理特例制度は、活用できない。当該事務は自治事務であり、事務処理特例制度を活用して、療育手帳の交付権限を市へ移譲するためだけに、療育手帳の交付事務に関する県の権限を定める条例等を新たに制定することは本末転倒である。

児童相談所設置市（中核市）が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、現在の事務実施の根拠となっている療育手帳制度に係る次官通知の見直しを速やかに行っていただきたい。

あわせて、例えば、少額預金の利子所得の非課税措置の適用範囲を「都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者」とする所得税法施行令第31条の2を改正するなど、中核市の長から療育手帳を交付された場合に不利益が生じないように関連する法令を見直すこと。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
事務次官通知は技術的助言に過ぎず、現行制度でも各自治体の判断で療育手帳の判定・交付が可能であるとの回答だが、その旨を事務次官通知等で明確化し、改めて各自治体に周知すべきである。また、第1次勧告の趣旨を踏まえ、都道府県・指定都市で処理している事務で中核市が処理している事務と密接に関連する事務については、事務処理特例制度の活用を待たずに中核市に権限を移譲すべきである。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
なお、既に児童相談所を設置している中核市については、新たな事務負担が生じることのないよう配慮すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 1次回答では、次官通知に基づく要綱の下で事務処理特例制度を活用することが可能とされているが、ヒアリングの場で構成員から指摘のあった通り、通知で定める事務について事務処理特例制度を活用することは一般的ではないのではないか。

○ また、今後、他の中核市等でも児童相談所の設置が進み、療育手帳の制度に関する事務を担おうとする動きが生じうるが、その都度、事務処理特例制度を活用するために地方公共団体がそれぞれ条例制定等を行うことは非効率であり、国が一括して対応する方が合理的ではないか。

○ さらに、来年4月1日に児童相談所を設置する提案団体である明石市の動きを踏まえれば、条例制定のための議会の議決や地方公共団体間での協議等を要する事務処理特例制度の活用を促すより、国において通知改正等による迅速な対応を図る方が適当ではないか。

各府省からの第2次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。

提案内容は、条例による事務処理特例制度を活用することで現行制度上も実現可能であるが、条例制定に係る自治体側の負担も大きいと承知している。他方、交付事務を、児童相談所を設置している中核市に移譲することによって、当該市に様々な事務負担が発生することになる。したがって、次官通知の改正にあたっては、すでに児童相談所を設置している中核市の意向や運用実態も踏まえ慎重に検討する必要がある。

また、仮に児童相談所を設置する中核市での交付事務を可能とした場合に、所得税法施行令や他の制度への影響が考えられ、税務当局や関係府省との調整に時間を要することから、それらと調整しながら検討を進めてまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長

提案団体

豊中市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成 32 年 3 月 31 日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。

具体的な支障事例

○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。

○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成 27 年 4 月にすべての公立の保育所(19 園)・幼稚園(7 園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成 30 年 4 月までに私立保育所(3 園)私立幼稚園(8 園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成 31 年 4 月に向けて私立保育所(6 園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3 歳児 2 号枠を設定することにより、2 歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所(50 園)、私立幼稚園(17 園)に働きかけを行う予定としている。

このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が 2 年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。

○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会

○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。

○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事案を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。

○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。

○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。

○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考えられる。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。

「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長され

ることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定のものは、63人となっている。

○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないように、経過措置の延長をしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 国へ要望済み)

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示されるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。
- 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃

提案団体

静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成 29 年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。

キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。

具体的な支障事例

概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。

なお、平成 30 年4月 16 日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しを図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。

根拠法令等

子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第 539 号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年3月 31 日付府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山県市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。

○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。

○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決められている。

施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。

このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しが図られることを求める。

○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。

各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約（加算の対象となる人数や金額の配分等）を見直していただきたい。

○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。

○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。

また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。

本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。

○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。

○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実にを行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。

○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。

施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。

○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にはその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。

○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。

国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。

○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しておりました。

そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。

○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。

○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択

することが困難になり、職場の人間関係を懸念して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。

○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。

○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。

○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。

○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。

○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。

○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。

○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。

配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。

各府省からの第1次回答

昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。

その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとした」としている。

しかしながら、施設の規模により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。

また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。

さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。

他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。

以上のことから、加算総額が各施設等の裁量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】
そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むこと。

今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。

今後、加算の取得状況等について調査・検証が行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実にを行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。

○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。

具体的な支障事例

指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。

更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。(本県では、年間の申請件数約 18,000 件のうち、約 15,000 件が更新の申請となっている。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医療機関の臨床個表作成の負担を軽減するとともに、行政による審査業務の効率化が図られ、速やかな認定に資する。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、川崎市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、島根県、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。

また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変

な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。

以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。

○【現状認識】

①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。

②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。

また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。

【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】

①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。

②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。

○受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。

(年間更新件数 約 30,000 件(一部地域除く))

○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。

臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡略化ができれば、医療機関の負担軽減とともに、行政による審査業務の効率化により、速やかな支給認定に資するものと考えられる。

○更新申請時の臨床調査個人票については、重症度分類に関する事項を中心とした記載内容に変更が望ましいと考えられ、制度改正が出来れば効率化が図れると考えられる。

○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。

○詳細かつ大量な臨個票は、作成する指定医の負担が大きいため、臨個票の作成が遅れ、受給者の更新申請が進まない事例や、寝たきりなど重度の状態であっても必ず提出を求められることで、患者側の申請手続きに係る負担が大きい事例もある。

内容を審査する行政にとっても、記載内容等の問い合わせにかなりの時間と労力を要すると同時に、問合せ先となる指定医の負担も大きい。

○指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。

更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。

○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。

○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。

○更新申請時の臨床調査個人票については、記載する項目が増えたことで負担が非常に大きくなっていると難病指定医から御意見をいただいている。

臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。

○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。

このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。

○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定

となる。

○有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただいている。

臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成されているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う旨の御回答をいただいたが、具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。

指定難病の医療費助成申請手続の簡略化については、平成30年5月31日参議院内閣委員会における公明党・熊野正士議員の質疑に対して、厚生労働省より「今後とも、難病の患者の方々の声も伺いながら、手続の負担につきましてどういった対応が可能なのかにつきまして検討していきたい」旨の答弁がなされていることから、難病患者の負担を軽減する制度設計をぜひ前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】
臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。

【宮城県】
「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」ことは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りです。)」とされていることから、「診断基準上に特段の規定がない疾病」の更新に限り、「診断のカテゴリーと鑑別診断」の記載を省略可能としていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。

難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただいている。

臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医

療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成されているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、難病法附則第2条の施行5年後の見直しにおける議論を踏まえ、臨床調査個人票の内容の簡素化等の事務負担の軽減について実施の可否も含め必要な検討を行う。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

207

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。

再交付にかかる処理件数が年間約 2000 件あり、そのため事務が煩雑となっている。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

また、再交付申請件数は年間約 2000 件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約 2000 分増加している。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
介護保険法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山口市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市

○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○当市では、年間約 300 人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。

○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号（マイナンバー）を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。

マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。

介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。

○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。

○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。

再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。

○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。

個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。

○再交付事務年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。

提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者

が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請者が自身の個人番号を記載することが難しい場合等には、職員が検索、記載して差し支えないことになってはいるものの、その件数が多く、事務的負担が大きくなっていること、さらに、各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 内閣府(番号制度担当室)において、

- ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。

- ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。

- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

○ 厚生労働省において、

- ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。

- ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。

- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。

- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。

- ・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。

- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
国民健康保険法施行規則
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市

○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。

また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。

○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づく再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5%であり、約95%について、職員が確認し記載している状況である。

個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。

待合時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。

○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくいと、円滑な再交付事務の支障となっている。

○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性について理解を求めることは難しい。

○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっており、現在、厚生労働省と協議中である。

○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

○国民健康保険法施行規則に対しては、平成 29 年においても同旨のご提案をいただいております、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭 33 厚生省令 53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」となっている(現在、関係府省と協議中)。

○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 内閣府(番号制度担当室)において、
 - ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
 - ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
 - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
- 厚生労働省において、
 - ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
 - ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。
 - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

- 国民健康保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。
 - ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
 - ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合に

は、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。

・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務付け廃止)を可能とする方向で検討したい。

・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様の取り扱いを可能とする方向で検討したい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
障害者総合支援法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。

提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、身体障害者手帳(以下「手帳」という)は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際に

は手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。

【今治市】

各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不用な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自自治体の事務負担軽減どころか増大しているものとする。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 内閣府(番号制度担当室)において、

- ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

○ 厚生労働省において、

- ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
- ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
- ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会にマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。
- ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。
- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないように、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業等の期間延長にかかる要件緩和

提案団体

大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。

具体的な支障事例

現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。

本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。

また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。

また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪

○本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な把握が困難となっているだけでなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。

○本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。

また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げを繰り返す事例が多数発生している。

○本市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正の必要性がある。

○入所申込を受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。

育休(給付金の受給期間)を延長するために申込みした者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても(入所決定した以上)入所保留通知書の発行はできず、育休(給付金の受給期間)の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。

○本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。

本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。

○本市においても、復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり、申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており、事務負担の増、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。

このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。

○本市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。

今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。

○育児休業等の延長のために保育所の入所申込をする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。

○本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。

入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。

○育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業が取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。

上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。

事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。

○本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障を生じている。

○現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にとっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入

所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。

○無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改革が必要と考える。

○府内市町村からも賛同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。

○本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。)

育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。

○本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できなかったはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。

さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。

○育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が多く見受けられ、本来入所できていた子どもが入所できない状況が発生している。

そのため、事務の負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。

各府省からの第1次回答

○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。

○保育所に入れない証明としては、入所保留通知書の提出を求めているが、これは、給付の受給要件を満たすか否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省から「入所保留通知書の提出を不要とすることは困難」という回答があったが、本提案は、保留通知書が給付の受給要件を満たすか否かを確認できるものではなく、このために保護者の負担に加え、公平な利用調整にも支障をきたしていると主張しており、本市の提案を十分ご理解いただいていないものと考えている。

先日の関係府省ヒアリングにおいて、厚生労働省からは「育児休業の延長が認められるのはあくまで例外に当たる場合、すなわち保育所に入所できない場合であり、その確認手段として保留通知書の提出を求めている。復職の意思がないにもかかわらず申込みを行い、保留通知書を得ようとする行動は、本来望ましくない行動であり、延長の対象にならないことをアナウンスしていくことは、すぐできる」旨の説明があった。

労働行政を司る立場としての考え方を否定はしないが、育児休業の延長を希望する保護者には、育児休業延長後に復職する意思を持ちながら、当面の間「しばらく子育てに専念したい」と考え、やむを得ず保留通知の取得を目的とした入所申込みをせざるを得ない実態があり、しかもそのような事例が多数生じている現状を十分認識していただきたい。「そういう保護者をどのように除いていくのか、内面の意思をどのように確認するのか」という議論は、「1億総活躍プラン」において「希望出生率1.8の実現」という目標を、国をあげて実現しようとしている中で、誤った方向へ行く可能性がある」と指摘せざるを得ない。

厚生労働省におかれては、本提案の課題解決に向けて検討が必要という認識をお持ちいただいていると理解しており、早急に地方自治体との意見交換の場を設定していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【池田市】

回答の趣旨は理解できるが、支障事例に提示のとおり、実態として当初から給付金を受給する目的での保育所申込が多発しており、ニーズの適正な把握への支障、不要な事務負担の増加等の要因となっているため、提案を踏まえた制度の見直しが必要であると思料。

【川崎市】

内面の意思について、明確に確認することは困難であり、また、あえて入所が厳しい特定の保育所のみを希望するなど、育休延長目的と思われる場合でも、申請があれば受理せざるを得ない状況にある。

育児休業延長措置について、制度本来の趣旨や、保留通知を外形的に判断する根拠として提出を求めている

ことは、一定程度理解できるが、運用の現状としては形骸化していると言わざるを得ない状況と考えられる。

このことにより、自治体窓口での不要な事務負担が生じるだけでなく、保育所整備を進めるにあたり、的確な保育ニーズを把握することができないといった問題も生じているが、何よりも、育休延長目的の方が入所内定し、辞退することにより、真に保育を必要とする方が入所できない状況は、避けるべきと考えられる。

多くの保護者は、貴重な子どもとの時間を大切にしたいと考える一方で、仕事におけるキャリア形成など、子育てと社会参加の両立を望んでおり、また、子育てに対する考え方や家庭の事情、会社都合等により、復職を希望するタイミングも多様であると考えられることから、保育所の入所の可否に関わらず、自由に育児休業期間を選択できるなど、柔軟な制度への見直しをお願いしたい。

【豊中市】

現状では本市を含め多くの自治体で、入所枠に空きがなく入れない可能性が高い園を希望園として申込みにより、保留通知を容易に入手し、事実上無条件で育児休業を延長していると思われる実態があることを鑑みると、保留通知の代わりに本人申立書を必要書類と改めてもよいのではないかと、もしくは、原則1歳までの育児休業を原則2歳までに変更すれば、証明書等自体を不要とできるのではないかと。

【船橋市】

実態として、すぐに復職する意思がない者からの利用申込みが待機児童数の増加につながっていることに加え、不必要な利用申込みにより市区町村の事務負担を増大させ、国が市区町村に対し促している、「真に保育所への入所を望む申込者の保活における寄り添う支援の充実」の妨げになっていることを理解していただきたい。

については、育児休業の取得期間及び育児休業給付金の支給期間の延長要件そのものを緩和するなど、制度の抜本的な見直しを検討願いたい。

【江戸川区】

育児休業制度はワークライフバランスの観点からも非常に有意義な制度であると考えている。昨年10月から最長2歳まで延長できると制度が改正されたことに対しても、同様の観点から評価している。

しかしながら8月1日に実施された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」のヒアリングでは、育児休業制度について厚生労働省側にワークライフバランスという視点からの見解が述べられなかった。

本区では乳児期の家庭保育は児童の発達や親子の愛着形成のために重要であり、保護者の希望によって、少なくとも保育所に入所する満1歳の4月まで育児休業制度を取得し、家庭保育することは積極的に推進すべきと考えている。

待機児童解消策としても、児童の健全育成という観点からも、育児休業を取得しやすい環境や取得後の職場復帰がスムーズに行える体制を整え、短時間就労や在宅勤務を進めるなど、単に保育施設の増設だけではなく、労働環境全般の取組が必須であるとする。

育児休業を取得し、保護者が家庭で保育することは子どもにとって望ましいことである。これを待機児童数に加えることは根本的に問題がある。まして保留通知取得が目的の申請があると真の保育需要の把握が困難になる。

今回の大阪市の提案は、自治体の事務的負担を軽減する目的もあるものと理解している。

本区も、大阪市の状況と同様であり、保留通知の取得が目的の保育所の入所申請は本来の趣旨とは逸脱しており、好ましいものではないと考えている。

また、有識者から厚生労働省への「保留通知の取得が目的の入所申請について自治体の事務負担があることの認識」に関する発言に対し、厚生労働省側からは「認識しており、年内に改善策を示す」旨の発言があったので、その結果を注視している。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 育児休業等の延長手続に起因し、地方自治体の現場では保育所等の公平な利用調整等に重大な支障が生じており、関係府省ヒアリングにおいても支障の解消に向けて対応する必要があるとの貴省の考えが示されたところであるが、育児休業等の延長や希望する保育所等への入所の可否は、保護者の生活に大きな影響を及ぼす喫緊の問題であり、支障の解消に向けて、速やかに対応していただきたい。

○ また、制度やその運用の見直しに当たっては、地方自治体に過度な事務負担がかかることがないようにするとともに、保護者の育児休業の機会を妨げることがないように留意していただきたい。

○ なお、現行では、保育が実施されないことを理由にした育児休業等の延長時には、その確認資料として市町

村の作成する入所保留通知書が必要となっているが、他の資料によって「保育が実施されないこと」を確認することもできるのではないか。

各府省からの第2次回答

- 育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じているもの。
- すなわち、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合に限られた例外的措置であり、その証明は個々具体的な保留決定通知書によることが適当で、御提案のような「入所困難地域」の証明だけでは不十分である。保留決定通知書は、保育を希望しながら保育所等に入れなかった場合に必ず交付されるものであり、それを活用することは合理的な取扱いであると考えられる。
- その上で、保育所等の利用調整に当たり、入園希望者が申し込んだ保育所等に入れなかった場合に育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の方法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなど、運用上の工夫をすることで、公平な利用調整を実現するとともに、過剰な事務負担の軽減を図ることもできると考えており、具体的な手法について今後お示しすることを検討している。
- また、育児休業の制度趣旨に鑑みれば、雇用の継続のために特に必要と認められる場合に、法律上の育児休業として延長することができる(そうでない場合には延長できない)旨をリーフレット等で周知徹底する。
- さらに、明らかに制度趣旨とは異なる育児休業・給付の延長の申出があった場合には、適切に対処する必要がある。保育所等の申込みの際し、第一次申込みをした保育所等に当選したのに辞退し、第二次申込みで落選した場合には、保留決定通知書の備考欄にその旨を付記していただければ、育児休業・給付の延長申請において当該記載を確認したときには、制度趣旨に則った育児休業・給付の延長にあたるのかを適切に審査することが可能となる。
- 以上のような措置を国と自治体が相互に協力し総合的に実施することにより、育児休業の延長を目的とする保育所等への申込みは抑制され、育児休業制度の適切な運用が図られるものと考えられる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

211

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

共同保育の実施可能日の適用拡大

提案団体

大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。

具体的な支障事例

現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。

例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。

また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、待機児童解消に資する。

また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ないというような心理的な負担感が少なくなり、利便性も向上する。

根拠法令等

- ・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、福島県、山口市、貝塚市、出雲市

○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。

本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。

○土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは、保育士の休暇確保等の観点から有効であると考え。市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。

各府省からの第1次回答

お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができるため、対応済みである。

なお、土曜日について常態的に閉所する場合には公定価格上の減算の措置があるが、お盆や年末年始等についてはそのような措置はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えており、共同保育が可能である旨を示していただいたことは、本市提案の趣旨を理解いただいたものと考えている。

ただ、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合は、各自治体の判断により共同保育が可能であるということであるが、その根拠が明らかでない。

現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められてしまうと、朝夕等の児童が少数となる時間帯においても共同保育は可能と解釈できるのか、また、地域型保育事業の利用児童を慢性的に空きのある保育所で保育することが可能と解釈できるのか等、共同保育が可能となる範囲も明確でないし、各自治体の判断で無制限に認められるのであれば、施設ごとに利用決定をし、その施設に対して給付費を支払うという、子ども・子育て支援新制度の根幹が揺らぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。

以前本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていることや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこともあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であることの根拠となる資料（通知等）をご教示いただきたい。特段無い場合は、通知やQA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、減算措置も無い旨を明示していただくようお願いする。（現在は実施できないと理解している自治体がある程度存在するからこそ、このような提案が複数自治体から出されているものであり、自治体によって認識に差が出ないように対応願いたい）

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保育が

実施可能であることが示されたところ、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し

提案団体

宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考える。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図りたい。

※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている

具体的な支障事例

「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の判断で「実地検査」の頻度。方法等を設定できるようになれば、優良施設等については、3年に1度の実地検査の実施とするあるいは「安全対策及び処遇と会計にかかる「実施検査」を分け隔年で実施する」等の効率化により生み出した時間を用いて、優良施設とは認められない施設、新規に設置された施設等の実地検査に注力し、より徹底して行うこと等が可能となる。その結果、安全確保、処遇の向上、会計処理の適正化等が実現できる。

優良施設等側から見れば、実地検査を受ける際に必要となる時間・事務量が削減されるため、児童の処遇に充てる時間・事務量等を増やすことができることとなる。

以上により、児童福祉施設全体の質的向上が図られる。

根拠法令等

児童福祉法施行令第38条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、秋田市、新潟市、山口市、愛知県、兵庫県、神戸市、徳島県、松浦市、熊本市、沖縄県

○当市では、保育所・家庭的保育事業等の認可及び年1回以上の実地検査(施設監査)を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には年2回以上の実地検査を行っており、職員の負担が増

加している。また、検査対象の施設等から、「指摘が少ない施設と指摘が多い施設が、毎年同一の検査を受けることを見直すべきではないか」との意見も受けている。本市としても、過去の検査で指摘が少なかった施設等は、検査項目を絞ったスポット検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第35条の4・第38条に「1年に1回以上」の実地検査が義務づけられているため、「1年に1回」の検査頻度は見直すことができない。本市の意見として、各施設等の状況に応じたメリハリある実地検査を行うために、児童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図りたい。

○本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地にて直接運営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の実地検査を行うことは難しくなりつつある状況にある。提案にあるとおり、過去の実地検査において特段問題の見受けられない施設については毎年度ではなく2年あるいは3年に1度の実地検査が認められる等地域の实情に応じた弾力的運用が認められることは、適切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可能になると考える。

○本市の検査は、現在従来どおり1年に1度の実地検査を行っていますが、施設数の増加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実施しています。半日での実地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況ですので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うことが必要であると考えます。

○本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で実地検査の頻度、方法等を設定できるようになれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことができ、保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。

○本市においても保育施設数が増加する一方、職員の増員等実地検査体制の整備は容易でないため、施設に対する監査が適切に行うことが難しくなる恐れがある。

○本県においても、実地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。

○検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で実地検査を行っているため、都道府県の判断で確認監査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉行政全体の質の向上が図られる。

○本県においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し実地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日で2か所(午前、午後)の保育所に実地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが課題となっている。従って、効果的・効率的な指導監査を行えるよう、地域において弾力的な運用を求める意見には賛成である。

各府省からの第1次回答

保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。

一方、指導監査の方法については、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号)において、「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し弾力的な指導監査を行うこと」としており、現行においても各自治体の判断で、弾力的な運用が可能であることから、本提案は対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の回答は、監査の実施頻度についても「弾力化」の範疇であるということによりよろしいか確認したい。

提案団体としても、「保育の質」の確保・向上が重要であることに異論は無い。その上で、限られた人的リソースを有効に活用し、「保育の質」の確保・向上を図るためには、監査の実施回数の弾力化が必要、つまり「年に1回の実地監査の実施」を義務づけることが、重点的に監査を実施しなければならない施設の監査に時間を割くことができない等、むしろ「保育の質」の確保・向上を困難にする結果となるとの主張である。全ての施設に対して「年に一回の実地監査」を行わなければ「保育の質」の確保・向上が実現できないと言うのであれば、その根拠、並びに義務づけを廃止した場合の具体的な支障事例を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

回答記載の局長通知においては、「指導監査の方法については、(中略)弾力的な指導監査を行うこと。」とされている。

しかし、現行の局長通知では、弾力的運用の範囲として実施の頻度まで含まれるか否かが不明確と考えられる。
実地検査を隔年で行う等の弾力的な運用が可能かも含めて、国において解釈通知又はQ&A等を発出していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

監査の実施回数については、児童福祉法施行令により、毎年1回以上、都道府県等による実地検査を行うことが義務づけられており、これを前提に、具体的な監査時期等については各自治体の実情に応じて設定することが可能である。
一方、指導監査に係る事務の効率化は必要と考えており、その方策について今後、検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

提案団体

沖縄市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。
○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。
※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。
○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。

具体的な支障事例

○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。
○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する
○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる

根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、山形市、豊中市

○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。

○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。

○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいないため保育の際の人数が少なく、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

各府省からの第1次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられることとしており、現行制度においても対応が可能である。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない(連携施設の設定ができない)などの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受入ができないものと理解(新規受け入れや定員設定はできないと理解)している。しかしながら、厚労省の回答の通り、満3歳以上児にも待機児童が発生しているなどの理由により、新規の受入や定員設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。

また、連携施設についても「特例措置の延長」による対応ではなく、満3歳児以上の児童の受入を実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳児以上に対する保育の継続的な提供が担保されていることから、あえて連携施設へ転園させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えている。

地域型保育事業については、満3歳児未満については家庭的な雰囲気による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。

今回の提案により

- ①連携施設がなくても整備できる。(経過措置を除く)
- ②現在、連携施設を設定している保育所型事業所内保育事業の連携が不要となることで、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。
- ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入所させることができる。
- ④運営事業者としても安定した事業計画が立てられる。

等のメリットはありと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊中市】

現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の実情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いとなっている。あわせて、自治体向けFAQ【第16版】No241及び事業者向けFAQ【第7版】P50、Q10にも不可能ではないが限定的な回答となっている。これらのことから、各提案団体の支障事例に加え保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業者内保育事業における地域枠について3～5歳児の設定が可能となるよう明確化されたい。

また、連携施設の設定についてのご回答について、3歳以降の受け入れが可能になれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置についての見直しに向けて積極的に取り組んでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5

年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと
の地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<満3歳以上の児童の受入について>

○ そもそも家庭的保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受入れ・定員設定は法律上許容されているのか。許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか

- ①満3歳未満からの継続利用
- ②満3歳以上の児童の新規受入れ
- ③満3歳以上の児童の定員の設定

のそれぞれについて明確に示されたい。(1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループヒアリング(平成28年7月11日等)における発言も踏まえて具体的に回答されたい。)

○ 1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、

- ・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否
- ・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けることの可否

については示されていないことから、地方公共団体の間では原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられている。

提案されている利用定員20名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課されていることを鑑みると、これらの対応(満3歳以上の児童の新規の受入れ、定員の設定)も可能とするべきではないか。

○ また、同ヒアリングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り例示されたところ。

- ・従業員枠、地域枠共通
 - ①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合
 - ②保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合

- ・従業員枠のみ
 - 保護者の強い希望がある場合

これらの条件について、地域枠を利用する児童であっても、従業員枠と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。

<卒園後の受け皿としての連携施設の確保について>

○ 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要はないため、直ちに所要の省令改正等を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられる旨を自治体に対してお示ししてまいりたい。

また、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設の設定については、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育教諭の経過措置の延長

提案団体

館山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長

具体的な支障事例

現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成 31 年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができると。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成 31 年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では 31 年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭

免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○平成 31 年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成 32 年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成 31 年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成 30 年 1 月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないように、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32 年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32 年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32 年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。

○平成 30 年 2 月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で 96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約 93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約 85%、非正規職員も含めると施設全体では約 83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が 100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市では平成 30 年 1 月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は 182 人中 11 人(約 6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1 人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格

をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。

○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成 31 年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成 31 年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が修了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成 30 年 4 月 1 日までに 14 の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32 以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 国へ要望済み)

各府省からの第 1 次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成 30 年 5 月 28 日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月 28 日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 31 年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対処願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という 1 次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。

○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資

格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

267

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

住居確保給付金の再支給要件の緩和

提案団体

青森市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後に就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第 16 条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。

○住居給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3か月)が終了した者について、その後に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。

○当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。

○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。

【参考】

○平成 29 年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%)

全国平均 16.8%、青森県 23.38%、青森市 30.55%

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住居確保給付金の再支給要件を緩和することにより、生活保護を受給する可能性がある者の就労を支援し、自立を促進することが期待できる。

根拠法令等

生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第 16 条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大和市、福井市、城陽市、西宮市、出雲市、熊本市

○住居確保給付金の再支給要件は「受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間終了後に、常用就職した後に、新たに解雇された場合、(中略)再支給することができるものとする。」と規定されている。

住居確保給付金の受給者が1か月や3か月といった派遣契約を複数回更新し、実際は1年～2年継続勤務した後に契約満了により離職したとしても、制度上は非常用就職であり、かつ会社都合退職(解雇)とは見なされない。そのため、受給者が離職により再び住居を喪失するおそれがあり、生活保護申請を希望しない場合であっても、金銭給付を伴う支援を実施することができない。

○左記事例と同様の事例のほか、下記のような事例もある。事例を限定せず、再支給要件の緩和について検討を行ってほしい。

(支障事例)

夫婦で生活しており、過去に夫が受給していた。妻が失業したため、給付金の支給を希望していたが、夫が生計中心者であったため再支給の要件に該当せず、支給を断念した。他自治体より本市へ転入。転入後はアパートを借りて就労をしていたが、自己都合により退職。他自治体にて受給歴があるとの申し出があり、支給を断念した。

(再支給を認めてほしい事例)

雇用期間6ヶ月以上の常用就職であっても、あらかじめ契約更新がない旨規定されていた雇用を満了した場合。受給開始後、一時的な病気で求職活動ができないまま、3ヶ月の受給期間が終了。その後、体調が回復し、就職活動を再開する場合。自己都合による退職であったとしても、相当期間の就労があり、退職後も熱心に求職活動をしていたと認められる場合には、自立相談支援機関や自治体の判断で再支給の検討ができるようにしてほしい。

※給付金利用者の中には、雇用期間の定めがない常用雇用に就いたとしても、就労定着が難しい場合もある。また、職歴の浅さ等からいったんは雇用期間の定めのある常用雇用に就かざるを得ない者もいるため、給付金利用者・申請者の属性に配慮した再支給要件を再整備していただきたい。

○本市にも同じような事例により、支給が中止され再支給できずに生活保護になったケースがある。再支給は生涯で一度だけという要件について緩和を求める。住居確保給付金は、高い就職率があり、生活困窮者の自立促進を期待できる制度であるため、再支給要件の緩和を求める。

○住居確保給付金については、該当者が少なく実績が上がらない状況が続いており、支給要件の緩和により生活困窮者の自立促進が図れると考える。

各府省からの第1次回答

住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失う恐れがある方に対し、求職活動等の要件を満たす場合に賃貸住宅の家賃相当額を一定期間支給するものである。

今回のケースのように、支給期間中の傷病等により、求職活動が出来ないような状況になった場合、当初期間中は給付金の支給は可能であるが、当初3ヶ月の支給終了時点において、延長の要件(求職活動等)を満たさないため、引き続いての支給は出来ない。

また、再支給については、使用人(事業者側)の都合で職を失った方を救済する目的で設けられた規定(支給事務の取扱問答9-1-1)であり、常用就職した後に雇用主側の事情等により解雇された場合が対象とされており、傷病等が癒えたということだけをもって再支給の対象とはならない。

本給付金は、あくまで、原則3ヶ月という期限付きの給付金であり、その後の延長等は支給決定時から約束されているものではないこと、また、支給決定時は「離職等により経済的に困窮し住居喪失のおそれ」があったが、傷病等により住居確保給付金を受給していなかった期間も含め、他の手当等の支給を受けることなどにより、回復後に離職等による困窮状態が続いているとは必ずしも言えないことなどから、再支給の要件緩和は困難である。

傷病期間中、回復後の支援も含めた、再就職支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○当該給付金の再支給については、常用就職後、雇用主側の都合により解雇された場合のみ対象となっている。

今回の提案は、傷病が本人の意思に関わらず発生するものであることから、収入要件等を満たし、求職活動を再開した場合は、再支給を認めてよいものとする。

なお、他の手当等の支給を受けることにより必ずしも困窮状態が続いているとは言えないとのことであるが、他の手当等の支給を受けても、なお支給要件を満たす生活困窮者を対象として再支給の要件緩和を求めるもの

である。

○生活困窮者においては、様々な事例があるため、一律に再支給の要件緩和が困難であると結論付けるのではなく、詳細の把握に努めていただいた上で再検討をお願いしたい。

また、仮に再支給要件の緩和ができない場合であっても、第1次回答でも触れられている「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再支給支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供」することについて早期に検討していただき、その際には、本市及び追加共同提案団体の主張をも考慮した支援内容となるようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

住居確保給付金は原則3か月間という短期間で安定した住居の確保と就労自立を図る制度であり、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者が対象となっている。

住居確保給付金は原則1回の受給に限られるが、雇用主側の都合により解雇された場合のみ、例外的措置として再度受給出来るよう適用拡大しているものである。

ご指摘のとおり傷病は本人の意思に関わらず発生するケースもあるものと考えられるが、仮に再支給の要件を緩和した場合、①傷病の種類も様々であり、どの傷病であれば就職活動が客観的に困難な状況と明確に説明することが困難なこと、②診断書等の取得により繰り返しの受給申請がなされる可能性も少なからずあること、③限られた財源の中で、再支給要件の緩和は新たな財政負担が生じることから慎重に検討する必要があることなどが考えられることから、収入要件等を満たし、求職活動を再開したということだけをもって再支給を認めることは難しいと考える。

また、「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再就職支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供」することについては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業などをはじめとする生活困窮者自立支援制度による支援や住宅施策、高齢者施策、ひとり親施策等他制度との連携による支援により、本人の抱える様々な課題に応じて、総合的な対応を図っていくべきものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林漁家民宿での食事提供について

提案団体

山形県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。

具体的な支障事例

農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関する問合せが増えており、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。

また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。

現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいと、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加
- ・宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を主とする食事を提供することによる農林漁家民宿の収入確保

根拠法令等

平成 17 年 7 月 21 日付け厚労省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県

—

各府省からの第1次回答

御提案いただいたケースのように、営業者が農林漁業体験民宿を営む農林漁業者であっても、不特定又は多数の者に反復継続して食事を提供する場合には、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

通常の飲食店と同様に取り扱うとする場合、飲食店営業許可を別途取得し、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備する必要があり、農林漁家民宿事業者にとっては負担が大きいため、新たな事業を断念するケースが多いことから、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。

そこで、各都道府県が定める基準のもと、例えば、宿泊者に対する現行の特例と同様の考え方で、提供する食事数を宿泊者定員までとするなど、限定要件を付したうえで、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御提案いただいたケースのように、農林漁業者が農林漁業体験民宿の宿泊者以外の者に食事を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、農林漁業体験民宿における宿泊客への食事提供とは業態等、前提条件が異なることから、現在許可を受けている施設のまま、提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である地方自治体において御判断いただきたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の拡充

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。
 - ① 認証保育所
 - ② 企業主導型保育事業所
 - ③ 特区小規模保育事業所
- 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。

具体的な支障事例

- 1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成 30 年 4 月 27 日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。

現状、区市町村では、「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

 - ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員
 - ② 職員の病気・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。
- 家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発 0905 第 2 号)、練馬区家

庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、神戸市

○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

各府省からの第1次回答

（1について）

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保先を緩和するという本件提案に対応することはできない。

（2について）

ご指摘の「小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

（1について）

○連携施設の確保にあたり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。

○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。

○一方で、「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携も進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。

○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができないか。

○「卒園後の受け皿」の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心感にもつながるのではないか。

○「代替保育」が地方分権改革提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではないか。

○なお、現行の基準（省令）では、3つの項目を一体的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができる施設を定めるよう検討してはどうか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。

○ 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。

○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行後 5 年の見直しの中で検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

275

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。

具体的な支障事例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。

本規定については、平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。

しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項および第 2 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 6 条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第 6 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市

〇本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成 32 年3月 31 日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。

〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を

失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。

○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

各府省からの第1次回答

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見直しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

○経過措置期間の延長を求めるにあたり、主たる支障事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにも関わらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に表明していただきたい。万が一、認可取消しとなる場合や、制度改正をされる場合、子どもの預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

<卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

○連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏ま

えれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。

○ 平成 28 年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。

○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

一次回答のとおり、設備運営基準附則第 3 条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行後 5 年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

276

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。

経過措置として、平成 31 年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。

具体的な支障事例

平成 32 年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。

本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると 31 年度末までの更新は非常に厳しい状況である。

このままでは平成 32 年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。

(大分県の状況)

- ・31 年度末までに受講しなければならない人数:529人(A)
- ・31 年度末までに確実に受講できる人数 :340人(B)
- ・未受講となるおそれのある者 :189人(C=A-B)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間」の経過措置を見直し、「認可から 5 年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。

根拠法令等

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。

○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており改正を要望する。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求め、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつなげる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないように、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。

○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。

○平成 30 年 2 月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で 96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約 93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約 85%、非正規職員も含めると施設全体では約 83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が 100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○本府においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。

○本市では平成 30 年 1 月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は 182 人中 11 人(約 6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1 人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成 30 年 4 月 1 日までに 14 の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成 30 年 5 月 28 日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月 28 日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念

仮に経過措置期間がそのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を減らざるを得ない状況になる。そうなれば、新規児童の受入れが困難になるばかりでなく、場合によっては転園措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の需要調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成を妨げられるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後退(異動や賃金減など)することも懸念される。

○関係団体からも実現を求める声

本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強く出されており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは自明である。

○大分県の実情

大分県では、保育団体等とも連携し、幼免更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講

者に対し31年度中に他県や通信教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていきたい。

○潜在保育士の活用も可能に

また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の救済だけではなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。

○他団体提案の実現も

加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市(管理番号194番)や館山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。

○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮

【参考】

基準省令第 10 条第 2 項第 3 号

「2 年以上児童福祉事業に従事した者」

同条第 9 号

「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者」

同条第 10 号

「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者」

具体的な支障事例

基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされている。

当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。

具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2 名以上)が難しくなる事態が生じている。

また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも 2 年という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総合的に判断されるべきものとする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格取得のための実務経験年数が短くなることで、資格取得対象者が増え、現在の人材不足の問題(人員配置の困難さ)を解消する一助となる。

支援員の人材不足が深刻な中、放課後児童クラブの待機児童解消のためにも効果があると考えられる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、ひたちなか市、多治見市、山口市、西宮市、広島市、高知県、松浦市

○放課後児童クラブには2人以上の支援員（1人を除き補助員で代替可）の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○提案と同様に、有資格者が退職した後すぐに支援員が確保できない場合には設備及び運営の基準に合致しない状況となることから、人員配置の困難さの解消は必要と考える。ただし、支援員の質の確保の観点から、現在の実務経験年数よりも短い期間を設定する場合には、同じクラブに継続して勤務する場合などの条件を付し、実務に基づくノウハウや児童等との信頼関係が醸成されていることなどをある程度明確に判断できる場合に限るべきと考える。

○本市においても、放課後児童支援員の確保に大変苦慮しているところであり、「実務経験年数」の短縮によって人材確保の幅を広げるなどの抜本的な対策を講じない限り、近い将来、安定的な事業の継続に支障が生じるおそれがある。

○人口規模の小さい町村においては、資格取得者の退職に伴う職員補充に当たり、保育士等の有資格者をすぐに確保することは難しく、無資格者を採用せざるを得ない場合がある。この場合、放課後児童支援員資格を取得するためには、基準省令第10条第3項第3号に該当するために2年間の実務経験が求められることとなるが、その間に基準省令上の職員配置が困難となる。

○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。

○本市においても、都道府県認定資格研修を受講した者が離職するケースが多く見受けられる。今後、有資格者が離職した場合、研修を受講するまでの間、支援員の配置が困難となるケースも想定されることから、実務経験年数の短縮など受講可能要件の緩和は人員不足の問題解消につながるものと考えられる。

○本市においても放課後児童健全育成事業の利用希望者の増に伴い、定員拡大に取り組んでいるが、定員拡大に伴う職員の確保が年々厳しくなっている。一方で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく、質の確保も必要であると考えられる。

○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している。そのような中、認定資格受講希望者はいるが受講要件（勤務年数等）を満たしていないため要件緩和があると良い、という声もいただいている。本制度において、規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

各府省からの第1次回答

放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者又は実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。

一方で、支障事例のような事態が生じることも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方を考える際に、こうした問題への対応策もあわせて検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念

仮に経過措置期間がこのまま経過してしまった場合、各自治体において資格取得者の十分な確保ができていないところも多く、放課後児童クラブの利用率が年々高まっていく中、来年度以降の放課後児童クラブの運営に支障を来し（「場合によっては閉鎖せざるを得なくなるクラブも発生する」との現場の声もある。）、更なる待機児童の増大につながる恐れがある。

○各市町・現場からも実現を求める声

佐賀県内の各市町からも、認定資格研修そのものの受講要件を満たす資格者の確保に苦慮しており2千時間の総勤務時間を確保するために実質的には3年程度の期間を要しているとの指摘や、自身の専門性を高めたい、勉強する機会を得たいという職員がいるのに、実務経験年数の要件がネックとなり結果的に認定資格研修を受講する前に転職していく事例等もあり、「実務経験年数」の短縮を望む声が多く寄せられている。

○まとめ

必要な実務経験年数については、質・安全の確保を前提として、地域の実情に応じた年数に設定できるよう緩和すべきである。そもそも「児童福祉事業に2年以上従事した者」の「児童福祉事業」にも様々な種類があり、事

業種別や労働条件を考慮せずに、一律に2年の実務経験を課すのには無理があるのではないか。各自治体にとって放課後児童支援員の取扱いについては、待機児童問題を考える上でも喫緊の課題となっていることから、少なくとも来年度の各自治体の予算要求時期に間に合うよう、今年中を目途に早急な検討を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支障があるとの意見があることから、経過措置期間の経過を待たずに、早急に見直すことを求める。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者または実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。

一方で、支障事例のような事態が生じることも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方について、引き続き検討していく。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

279

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。

具体的な支障事例

○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとなっている。
○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無いとの回答であり、確認自体が形骸化している。
○照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国(韓国)もある。
○本県では年間 20 件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度要している状況)。
○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年5月8日厚生省社会局長通知)は、自治体に対して、当分の間、外国人に対しても生活保護法に準じて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務処理を行っている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○事務負担等の軽減
事務を廃止することにより、福祉事務所及び県本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がる。
○事務処理の迅速化
外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められている。領事館等の回答を待つことなく、預貯金等調査終了後、速やかに保護決定が可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。

根拠法令等

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和 29 年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大和市、新潟市、浜松市、京都府、堺市、香川県、熊本市

○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を都道府県に報告するとともに、報告を受けた都道府県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、年間5件程度の確認を実施しているおり、1件に係る確認には2週間程度要している状況である。このような状況で有り、事務を廃止することにより、福祉事務所及び本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がるものと考えられる。

○外国人についても生活保護法に準じ迅速な処理をすることが求められているため、要保護状態の外国人の申請を都道府県に報告し、その属する国の代表部若しくは領事館等の回答を待って保護を決定した事例はない。

○領事館等に対し確認を行っても保護措置がなく、事務を廃止することにより福祉事務所及び県本庁における事務負担の軽減に繋がる。

○国によっては、回答までかなりの時間を要し、保護決定までの期間に影響を与えている。

また、本市でも、回答があった全ての国で保護措置は無しであり、照会は形骸化している。

○県においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年間において、保護措置があるとの回答は無い。事務が形骸化しており、廃止にすべきだと考える。

○本市においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に対する確認が既に形骸化している状況。

○本県では年間照会数は少ないが、照会する国がほぼ同じであるため、対応が個々によって異なるものではないと、認識しており機械的照会になっているのが現実である。

各府省からの第1次回答

日本人と同様に日本国内で制限なく活動できる在留資格を有し、適法に日本に滞在する永住、定住等の在留資格を有する外国人については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。)に基づき、行政措置として生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行っている。

この措置は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきとの考え方を基本としつつも、

①昭和25年に旧来の生活保護法にかえて現在の生活保護法が制定された際、日本国憲法第25条に規定する理念に基づく生活保護法に基づき受給権を有する者を日本国民に限定したことから、それまで、旧生活保護法に基づき生活保護を受給していた外国人が適用対象ではなくなったものの、当時、現に生活保護を受けている外国人が少なからず存在したこと

②また、昭和27年のいわゆるサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、在日韓国・朝鮮人等は、日本国籍を離脱することになったが、当時生活保護を受けていた者に対して直ちに保護を廃止することは、人道上問題があったこと

等を踏まえて、講じられたものである。

その後、昭和57年に難民の地位に関する条約が発効したが、同条約において難民に対する公的扶助は、自国民に与える待遇と同一の待遇を与えることが締約国の責務とされているところ、難民に対する保護の措置はこの昭和29年通知により行われることとされ、今日に至っている。

このため、外国人から保護の申請があり、保護の実施機関が、当該外国人が要保護状態であると認めた場合には、申請書等の写し等の書面を添えて都道府県知事に報告し、都道府県知事は、当該要保護者が、その属する国の代表部若しくは領事館又はそれらの斡旋による団体から必要な保護を受けることができるかどうかを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとしている。(局長通知1(3)(4))

すなわち、この確認の手続は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行う前提となる重要な手続である。

したがって、当該事務については必要な事務であり引き続き行っていただくべきであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生存権保障の責任が、第一義的にはその者の属する国家が行うべきであるため、生活保護を申請した外国人が属する領事館等に対して必要な保護又は援護を受けることができるかどうか確認することの重要性は理解している。しかし、繰り返し述べるが、熊本県(追加共同提案団体の一部を含む)がこれまで照会した領事館等においては、保護又は援助をする旨を回答した国は無く、また照会に対して未回答の国もある状況となっている。

さらに、配信記事(2014年10月30日21時59分配信、産経WEST)によれば、照会未実施の福祉事務所も

あり、事務の形骸化が見られる。また、各国からは「保護又は援護の制度が無い」との回答ばかりであり、一度照会した領事館等に対し、外国人から保護申請がある度に照会を行うことは非効率である。さらに、同じ国の領事館に対して、別の都道府県からも同じ照会が行われ、本県と同じ回答を得ていることを考えると、その非効率さは際立つものである。

配信記事の厚生労働省担当者(当時)も本照会事務について課題を感じ検討の必要性を認識していたが、その後照会事務に変わりがない状況である。

よって、照会事務の形骸化、非効率性に鑑み、あらためて照会事務の廃止または見直しをご検討いただきたい。なお、見直しの方向性としては、当該事務の実施の判断を都道府県に委ねるのではなく、都道府県における当該事務を廃止し、国において定期的に一括してその国に属する外国人から生活保護申請があった場合には保護又は援護をできるか確認し、外国人に対する生活保護を行うにあたり必要と思われる生活保護又は援護の実施の有無などの情報を提供されるようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

貴省の回答のとおり制度趣旨は従来から承知しているが、照会に対する対応は未回答がほとんど、あとは保護措置なし、日本政府を経由して照会せよといった内容であり、現実としては本照会は形骸化していることから、保護決定の迅速化、実施機関における事務負担の軽減の観点から見直しが必要と考える。

【宮城県】

外国人を保護するにあたり、領事館へ必要な保護を受けられるか照会し確認することについて必要であることは理解しているが、過去の照会において、国として保護や支援する制度等がないと回答を得ている国に対しての必要性に疑問がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一国の事務を司る領事館等に対し、各地方自治体がそれぞれ照会することは非効率的であり、また、国対国の関係性においても、国が調査確認等を行い、各地方自治体へ情報提供を行えば足りることから、外国領事館等に対する確認事務は国において行うべきである。

各府省からの第2次回答

第一次回答でも回答したとおり、領事館等への確認の手続は、生存権保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行う前提となる重要な手続である。

したがって、当該事務については必要な事務であり引き続き行っていただくべきであると考えている。

仮に、国が一括して領事館への照会を行うとしても、領事館からの回答が迅速化されるものではなく、保護決定の迅速化に資するものではないと考えられる。

一方、事務負担の軽減策(領事館への照会頻度の見直し等)については、今後、実態把握を行った上で、検討してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

281

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善

提案団体

九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。

具体的な支障事例

県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。

収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会でなければ回答できない」とのこと。

そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。

また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。

現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を確実に進めることができるようになる。

取消し処分を受けた者から確実に登録証を返納させることは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあたってしまうリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、松浦市

—

各府省からの第1次回答

児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由(以下「欠格事由」という。)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第26号)において、施設等からの報告により、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)が欠格事由に該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体等に情報の提供を求めることにより、その該当の有無を確認する仕組みを整備した。

当該規定に基づき、都道府県知事は、報告の対象となった保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者、当該施設等の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告のあった事案の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努めた上で、当該保育士が欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、適宜、当該保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行い、欠格事由の該当の有無を確認できることとなった。

上記により、当該保育士が欠格事由に該当していることが確認できた場合において、保育士がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、収容先の施設が不明であることにより、児童福祉法施行規則6条の35第1項に基づく登録取消しの通知ができないときは、当該都道府県知事は、法務省矯正局に文書で照会することにより、収容先の施設を把握することができると思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省御回答のとおり、都道府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の趣旨にかなうものとなる。

しかし、昨年度本県が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された照会先である府中刑務所庶務課に文書で照会を行った際には、法的根拠に基づく調査権を有していないことを根拠に収容先の施設についての回答を得られなかったこと、また上記省令及びその施行に係る技術的助言である「保育士登録の取消しに関する事務について」(平成30年3月20日付け子発0320第5号)においても、貴省御回答の見解が明記されておらず、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係部署において見解が共有されていないことに伴う混乱が懸念されるところである。

このため、改めて貴省御回答に基づく技術的助言を明文でお示しいただくよう要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

本案件については、法務省本省の矯正局へ照会を行っていただく必要がある。平成30年3月20日付け子発0320第5号「保育士登録の取消しに関する事務について」を補足する事務連絡によって照会先の周知を図ってまいりたい。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

291

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し

提案団体

香川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。

具体的な支障事例

自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。

このことは、管理票を交付する県のみならず、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられているとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。

例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度を運営する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県

○本県においても、自己負担上限額管理制度は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくなっている。自己負担管理を医療機関で完結できる制度の構築が望ましい。

○自己負担上限額管理制度は、医療機関における負担となっており、記載誤りがあることや、記載方法が複雑で行政への問合せも多い。

しかしながら、医療機関ごとに自己負担上限額を設定した場合、複数医療機関を受診される受給者の方の自己負担額が増え、現行制度より不利益となることが考えられる。

また、複数医療機関の医療費合算が自己負担上限月額を超えた場合、療養費申請で対応する運用とする場合、療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。

○自己負担上限額管理票記載モレや、記載過りにより、上限額が適切に管理されず、償還払や医療機関間による調整等を強いられる例がある。現行制度のあり方は改善の余地があると考えられるが、提案内容のように医療機関別に上限額を設定とした場合、医療機関側としては業務負担軽減となると思われるが、複数科にまたがる受診や院外処方による調剤等、レセプトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の経済的負担増につながると懸念される。

各府省からの第1次回答

ご提案のように、医療機関ごとに上限額を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計が上限額に達していたとしても、なお当該医療機関において自己負担上限額に達するまで医療費を支払う(窓口負担する)ことが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、かえって、患者の利便性の低下につながるおそれがある。

そのため、ご提案の医療機関ごとに上限額を管理する制度の適用については実施困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、従来の特典疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理することで完結することを想定しており、厚生労働省の回答のような医療機関ごとに上限を適用した後、さらに患者ごとの上限額を適用する制度を想定しているものではない。

本提案は、群馬県の意見にもあるように、患者によっては負担増になる場合もあり、自己負担額の設定については検討を要するが、抜本的な制度改正時期等において検討していただきたく提案したものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご提案のように、医療機関ごとに上限額を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計が上限額に達していたとしても、なお当該医療機関において自己負担上限額に達するまで医療費を支払う(窓口負担する)ことが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、かえって、患者の利便性の低下につながるおそれがある。

そのため、ご提案の医療機関ごとに上限額を管理する制度の適用については実施困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。
書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。
また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。

根拠法令等

- ・健康保険法施行規則第 98 条の 2
- ・国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2
- ・児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項
- ・児童福祉法施行規則第 7 条の 22
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 25 条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号及び別表第二の 9 の 項及び 119 の 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市

○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。

事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。

明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。

○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。

特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。

○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。

所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。

○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。

照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。

○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。

○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。

○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。よい。

○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。

書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。

○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。

しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。

○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。

○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。

各府省からの第1次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。

そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市としては、現行の保険者照会の事務手続については、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対処していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府（番号制度担当室）及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【財務省、文部科学省、厚生労働省】

申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要があるだけでなく、各保険者における中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来どおり郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が繁雑になること等の課題が懸念されているところ。

これらを踏まえ、地方公共団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

306

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「次世代育成支援対策施設整備交付金」の手續の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。

具体的な支障事例

○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。

○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。

○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が不要となり、公平性の確保が図られる。
○協議・申請に係る手続きの簡素化が図られる。

根拠法令等

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口市、和歌山市、北九州市

○平成29年度の次世代育成支援対策施設整備交付金において大規模修繕の補助協議を行ったが、民間2社の見積もりが必要であったため、業務を発注するわけではないのに、民間業者に無理を言っで見積書の提出をお願いし負担を強いることとなった。本市としても予算用や入札までに事前に民間業者に見積書を徴取すること

はなく、入札により業者も決定されることから、公的機関の見積もりで問題ないとする。
○補助金の申請に係る見積もりを徴すると、入札前の情報提供をすることで、入札時に不公平が生じる
○公平性を考え民間事業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を見送った実例あり。

各府省からの第1次回答

次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準の算定について、公的機関の見積もりが適正金額であるか否か確認する必要があることから、当該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金においては、地方自治体が策定した整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を交付の対象としているところ、対象施設の整備計画の策定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において策定されているものと思慮され、見積もりが必要であることは事前に把握し得るため、民間業者見積もりを依頼する期間が短期間になるとは考えていない。

今後とも、協議にかかる事前の準備については各自治体に対し、周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公的機関の見積もりは、設計業務委託を受託した設計事務所による現地調査を含めた詳細な調査・検討結果による実施設計に基づいて積算されており、金額の適正性に関しては担保されている。

また、民間見積もりを徴収する場合、入札前の情報提供により、公共工事における公平性の担保を阻害する懸念がある。

交付金の採択において、適正な見積もりを基に協議を行うことは、交付予定額を適正に算定し、採択件数を全国的にできるだけ増やそうという趣旨と思慮するが、以上のことから民間見積もりの廃止を強く要望するものである。

なお、民間見積もりが必要であることは事前に把握できるとのことであるが、来年度における当該交付金制度の実施が不確定の段階で民間事業者に依頼することは現実的ではない。

現在は、協議開始の通知をもって、当該交付金制度の実施が知らされていることから、民間見積もりの依頼期間は短期間とならざるを得ない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準の算定について、公的機関の見積もりが適正金額であるか否か確認する必要があることから、当該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金においては、地方自治体が策定した整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を交付の対象としているところ、対象施設の整備計画の策定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において策定されているものと思慮され、見積もりが必要であることは事前に把握し得るため、民間業者見積もりを依頼する期間が短期間になるとは考えていない。

今後とも、協議にかかる事前の準備については各自治体に対し、周知してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

316

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと

具体的な支障事例

・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。
・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。
・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。

根拠法令等

介護保険法
介護保険法施行規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山口市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバ

一)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○当市では、年間約 300 人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。

○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。

○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。

マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。

介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。

よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。

○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。

○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。

○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。

個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。

○再交付事務だけで見ても年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。

提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないことを示している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

被保険者証等の交付や再交付の事務に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請者に高齢者が多く、個人番号の管理ができていないケースも多く見られるため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 内閣府(番号制度担当室)において、
 - ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
 - ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
 - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。
- 厚生労働省において、
 - ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
 - ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要とさせていただきたい。
 - ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。
 - ・ マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
 - ・ 一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
 - ・ このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。
 - ・ 検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

319

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和

提案団体

那覇市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。

具体的な支障事例

本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。
本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。
指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等にしてもらいたいと要望がある。
支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。
さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の期間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定市町村事務受託法人での「要介護認定調査」事務に従事する者に対し、その資格要件を本市と同様とすることで、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保が容易となり、認定手続きの遅れが軽減されると同時に、さらなる認定手続きの迅速化が図られる。

根拠法令等

介護保険法第24条の2第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

南伊豆町、名古屋市、田原市、神戸市、宮崎市

○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。

○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。

○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託してしる。

しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。

これにより、年度末時点において、未調査数が通常 300 から 500 件のところ、平成30年3月31日時点では、約 1100 件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。

認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。

各府省からの第1次回答

認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、サービスによって要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を人為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。

これらを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「調査の質の確保」について、指定市町村事務受託法人が実施する既存の研修に加え、保険者による研修を追加で行っていくことで、調査の質の担保が可能と考える。

また、「中立・公正性を確保」について、現行同様に利害関係のない調査を委託するとともに、今後の委託件数および委託内容等に関して問題がないかの確認を趣旨とした定例会開催の仕組みを指定市町村事務受託法人と保険者との間で整えていくことで、中立・公正性の確保が可能と考える。

最後に、「平成31年度中に結論を得る」とあるが、平成31年度にもまた介護支援専門員更新研修受講に伴う調査件数減が発生することから、「平成31年度介護支援専門員更新研修」申し込み募集期間前までの結論を希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

「事業者にも有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員に関する制約」と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途定めれば足りると考える。

また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に即していると考ええる。

したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得ることとしたい。